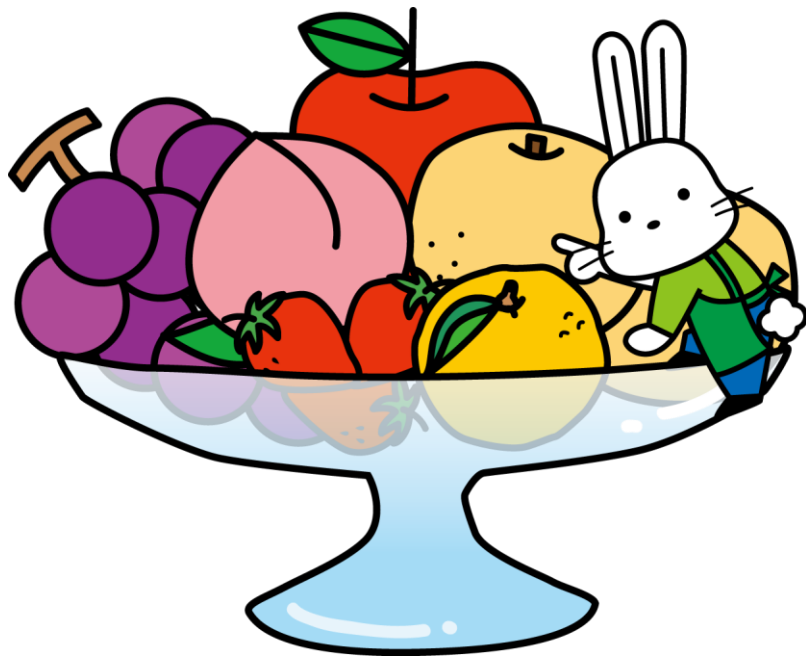


令和5年度版

農業者のための
支援事業のあらまし



福島市農政部
福島市農業委員会事務局

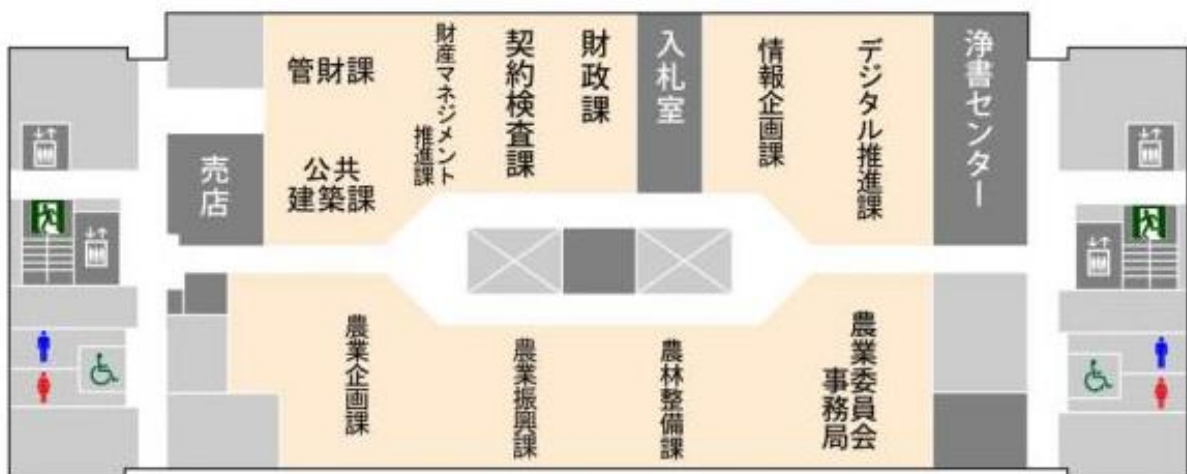
はじめに

この冊子は、福島市が担い手や今後農業をする皆さんを支援するために進めている農業振興施策について紹介したものです。

福島市の農業を多くの方々にご理解いただくため、農政関係の主要事業を中心にまとめましたので、ご活用いただければ幸いと存じます。

令和5年12月

福島市役所 本庁舎3階 案内図



目次

第1章「担い手育成」(P1～)

事業名	対象者				事業の概要	担当機関等 (市外局番 024)	ページ
	農業者	認定農業者	法人・団体等	一般の方			
農業を始めたい！			○	○	新たに農業を始めるための農地の貸借や営農計画の提出をご案内します。	農業委員会事務局 農地係 525-3779 農業企画課 農業担い手係 525-3740	2
農業体験講座を開催します！ (週末ファーマー体験講座)	○			○	新たに農業経営を始めたい方、新規就農者を対象に体験講座を開催します。	農業企画課 農業担い手係 525-3740	3
独立して農業経営を始めたい方を支援します！ (新規就農者育成総合対策)	○			○	新たに独立して農業経営を開始する50歳未満の方で、農業経営で自立する強い意志のある方を対象に資金を交付します。	農業企画課 農業担い手係 525-3740	4
新たに独立して農業経営を開始する方を支援します！ (青年等就農資金)	○		○	○	新たに独立して農業経営を開始する45歳未満の方を対象に、無利子で資金を融資し経営開始を支援します。	農業企画課 農業担い手係 525-3740	9
新規就農を支援します！ (新規就農拡大推進事業)	○		○	○	新規就農者の拡大を目的に、農業体験や先輩農家による農業技術指導等の支援を行います。また、就農時初期費用、農機具等導入費用の一部を助成します。	農業企画課 農業担い手係 525-3740	10
農業経営を継承する方を支援します！ (経営継承・発展支援事業)	○				中心経営体等である先代事業者から、その経営を継承した後継者の経営発展に資する取組を支援します。	農業企画課 農業担い手係 525-3740	13
あなたも認定農業者になりましょう！ (認定農業者制度)	○	○	○		市が基本構想で示した農業経営の目標に向けて経営発展する農業者を認定農業者として認定し、重点的に支援を行う制度です。	農業企画課 農業担い手係 525-3740	15
より充実した老後生活のため 農業者年金加入のお勧め	○				農業者であれば経営者はもちろん配偶者も加入できる年金事業です。	農業委員会事務局 庶務係 525-3779	17
農地所有適格法人とは？	○				農地所有適格法人とは、農地等の権利の取得が認められる法人を意味し、いくつか要件があります。詳しくは農業委員会事務局庶務係にお問い合わせください。	農業委員会事務局 庶務係 525-3779	18

第2章「農業経営強化」(P19～)

事業名	対象者				事業の概要	担当機関等 (市外局番 024)	ページ
	農業者	認定農業者	法人・団体等	一般の方			
農地を借りたい方・貸したい方を支援します！ (農地中間管理事業)	○	○	○		地域の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)への農地の集積を支援します。	農業企画課 農業担い手係 525-3740	20
農地を借りた方・買った方を支援します！ (農地流動化支援事業)	○	○	○		農地の流動化を積極的かつ計画的に進める農業者に対し、支援金を交付します。	農業企画課 農業担い手係 525-3740	23

第2章「農業経営強化」(P19～)

事業名	対象者				事業の概要	担当機関等 (市外局番 024)	ページ
	農業者	認定農業者	法人・団体等	一般の方			
農業者のリスク改善を支援します！ (農業経営安定化支援事業) (収入保険加入促進特別対策事業)	○	○	○		収入保険の保険料・果樹共済の共済掛金総額の5%を助成します。(認定農業者については10%を助成)	農業振興課 生産振興係 525-7720	24
経営所得安定対策に加入しましょう！		○			担い手農家の経営の安定を目的に、「畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)」と、「収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)」を実施しています。	農業振興課 生産振興係 525-7720	25
水田をフル活用しましょう！ (水田活用の直接支払交付金)	○	○	○		水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。	農業振興課 生産振興係 525-7720	27
気候変動への対応や農作物被害対策を強化します！ (雨よけハウス等導入支援対策事業)	○	○	○		雨よけハウス等の果樹栽培施設の新設・更新経費の一部を助成します。	農業振興課 生産振興係 525-7720	28
脱炭素型の生産体系の導入を支援します！ (施設園芸エネルギー転換支援事業)	○	○	○		燃油を使用しない暖房設備等の導入により、燃油価格高騰等の影響を受けずに安定した農作物の生産体系の確立を図る販売農家に対し、経費の一部を補助します。	農業振興課 生産振興係 525-7720	29
炭化器を活用して炭づくりを始めませんか！？ (肥料価格高騰対策支援事業)	○	○	○		化学肥料の施用低減を図る取組みを支援するため、炭化器等を購入された果樹販売農業者に対し、費用を補助します。	農業振興課 生産振興係 525-7720	30
農業制度資金を活用しましょう！ 【新型コロナウイルス特例措置あり】	○	○	○		経営改善計画の認定を受けた認定農業者などを対象に、経営発展に必要な資金を低利でかつ長期にわたり融資します。 ・スーパーL資金・スーパーS資金 ・農業近代化資金・農業改良資金 ・農家経営安定資金 ・農林漁業セーフティネット資金	農業振興課 生産振興係 525-7720	31
6次化に関する相談・支援について	○	○	○	○	6次化推進のため、相談員が農業者や企業等が抱える課題解決を図り、6次化アドバイザーが本市産農産物を使った商品開発や改良を支援します。	農業振興課 販売促進係 529-7663	34
福島市産くだもの等を使用した6次化商品を紹介します！ (わくろく発信プロジェクト)	○	○	○	○	「わくろく発信プロジェクト」にお申込みいただいた商品を市ホームページ及び公式SNSで紹介・PRいたします。	農業振興課 販売促進係 529-7663	35
農村いちば(自由市)の利用について	○	○			四季の里にて市内農業者の生産物販売のスペースを設けています。	四季の里 593-0101 農業振興課 販売促進係 529-7663	36
農産加工館の利用について	○	○			市内在住の農業者が市内で作った農産物を持ち込んで、ジャムやジュースなどの加工品をつくることができます。また、6次化商品の開発も行っております。	四季の里 農産加工館 593-0109 農業振興課 販売促進係 529-7663	37

第3章「農村振興」(P39～)

事業名	対象者				事業の概要	担当機関等 (市外局番 024)	ページ
	農業者	認定農業者	法人・団体等	一般の方			
農業生産を営むために必要な基礎的な保全活動を支援します！ (多面的機能支払交付金事業)	○			○	農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援します。	農林整備課 農業施設係 525-3728	40
中山間地域等の農用地を保全する集落を支援します！ (中山間地域等直接支払交付金事業)	○	○		○	中山間地域等において集落等を単位として農業生産活動を行う農業者に対して交付金を支払い、農用地の保全等を図ります。	農業企画課 農業担い手係 525-3740	42
遊休農地を再生し、利用促進を図るための取組を支援します！ (遊休農地等再生対策支援事業)	○	○	○		草、灌木の刈払、樹木の伐採などの障害物除去、再生作業と一体的に行う条件改善整備(暗さよ排水の設置等)に必要な経費を補助します。	農業企画課 農業担い手係 525-3740	44
農業用水路、ため池、農道の整備・修繕について	○	○	○		農道の幅や新設、老朽化した農業用の堰の改修などのご意見をいただき対応を検討します。	農林整備課 農業施設係 525-3728	45
サル・イノシシ・カラス… 鳥獣による被害で困ったら	○	○	○		サル・イノシシ・カラスなどから農作物を守るために、有害捕獲や侵入防止柵の設置・補修費用の補助などを行っています。	農業企画課 農業被害対策係 525-3727	46

第4章「農産物の安全性確保・品質保持と消費拡大推進」(P47～)

事業名	対象者				事業の概要	担当機関等 (市外局番 024)	ページ
	農業者	認定農業者	法人・団体等	一般の方			
GAP(農業生産工程管理)の取得を支援します！ (第三者認証GAP取得等促進事業)	○	○	○		農産物の出荷先がGAPの取得を求めているなど、GAPの取得を必要としている方の取り組みを支援します。	農業振興課 生産振興係 525-7720	48
地域で環境にやさしい農業に取り組む皆様に支援します！ (環境保全型農業直接支払交付金事業)	○	○	○		地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等へ支援金を交付します。	農業振興課 生産振興係 525-7720	49
あなたの農産物を子どもたちの給食に！ (福島市産農畜産物等契約希望者登録制度)	○	○			市内の学校等の給食で使用する新鮮な野菜やくだものを販売・納入していただける生産者を募集しています。	農業振興課 販売促進係 529-7663	50
米粉等を活用した商品開発を支援します！ (米粉等利用拡大支援事業)				○	食品加工・製造事業者に対し、福島市産の米粉等を概ね2割以上活用した商品の開発、製造の費用の一部を助成します。	農業企画課 農政企画係 525-3726	51

第5章「手続き等について」(P53～)

事業名	対象者				事業の概要	担当機関等 (市外局番 024)	ページ
	農業者	認定農業者	法人・団体等	一般の方			
農地を農地のまま、売買・貸借等したい！	○		○		農地を農地のまま、所有権移転・利用権設定する場合、農業委員会への申請が必要になります。	農業委員会事務局 農地係 525-3779	54
「空き家に付随した農地」を売買・貸借したい！				○	空き家に付随した農地を売買・貸借する場合、空き家バンクに登録後、農地の権利移動については、農業委員会への申請が必要になります。	農業委員会事務局 農地係 525-3779	55
農地の貸借をやめる手続きをするには？	○		○		農地の利用権設定を解約等する場合、農業委員会の許可を必要とする場合があります。	農業委員会事務局 農地係 525-3779	56
農地を農地以外の目的に使用したい！	○		○		農地を農地以外の目的に転用する場合は、農地の転用手続きが必要となります。	農業委員会事務局 農地係 525-3779	57
農用地区域からの除外(農振除外)について	○	○	○	○	農業振興地域内の農用地区域に指定されている農地を農地以外の目的に使用する場合は除外等の手続きが必要になります。	農業企画課 農政企画係 525-3726	58
耕作証明書が必要な場合	○		○		農地台帳に基づいた世帯の耕作農地面積の証明書を発行しています。	農業委員会事務局 庶務係 525-3779	59
相続税の納税猶予制度とは？	○				相続人(農業後継者)が、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、農業を継続する場合に限り農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税の納税を猶予する制度です。	農業委員会事務局 庶務係 525-3779	60

第6章「農業に関するQ&A」(P61～)

	概要	担当機関等 (市外局番 024)	ページ
野生鳥獣に関するQ&A	野生鳥獣への対応についてなどQ&Aで回答したものです。	農業企画課 農業被害対策係 525-3727	62
水路に蓋を掛けて通路として使用する際のQ&A	水路に蓋を掛けて通路として使用する際の手続きについて説明します。	農林整備課 管理係 525-3728	65
水路の払い下げ(用途廃止)を受ける際のQ&A	水路の払い下げ(用途廃止)を行う際の手続きについて説明します。	農林整備課 管理係 525-3728	67
ナラ枯れ被害に関するQ&A	健全な森林の保全を目的に森林病虫害等防除法に基づき、松くい虫による松枯れ被害及び、ナラ枯れ被害の拡大防止に努めております。	農林整備課 林務係 525-3729	69
松くい虫被害に関するQ&A		農林整備課 林務係 525-3729	70

第6章「農業に関するQ&A」(P61～)

	概 要	担当機関等 (市外局番 024)	ペ ー ジ
山林の伐採や開発に関するQ&A	無秩序な山林伐採や開発行為による山地災害の防止等のため、伐採・開発には届出や許可が必要なものがあります。	農林整備課 林務係 525-3729	71
森林所有者届出制度に関するQ&A	どのような場合に届出が必要なのかなどについてQ&Aで回答したものです。	農林整備課 林務係 525-3729	72
国土調査(地籍調査)に関するQ&A	国土調査の図面を見たい場合や境界杭の復元についてご案内します。	農林整備課 地籍森林係 525-3729	74
森林経営管理制度に関するQ&A	森林所有者の方が市に経営や管理を委託できる経営管理権の設定についてご案内します。	農林整備課 地籍森林係 525-3729	75

第7章「参考資料」(P77～)

(参考資料1) 福島大学 食農学類との連携協力について	78
(参考資料2) 福島市農政部及び農業委員会事務局の業務内容	79

第 1 章

担 い 手 育 成

農業を始めたい！	対象者	一般の方、法人・団体等
-----------------	-----	-------------

■新規就農するためには・・・

まずは、どの地区にどのような作物をどんな方法で営農していくのか、また、活用できる融資や補助金等についても考慮し、資金計画等をしっかり立てましょう。

買う農地・借りる農地が決まり、具体的な営農計画ができれば、事前に農業委員会事務局に相談し、申請に必要な書類等を確認しましょう。その際、電話だけの確認はできるだけ避け、来庁して直接ご相談ください。農業委員会事務局への権利移動や設定に係る申請の受付は、毎月28日締め切り(12月は25日)です。

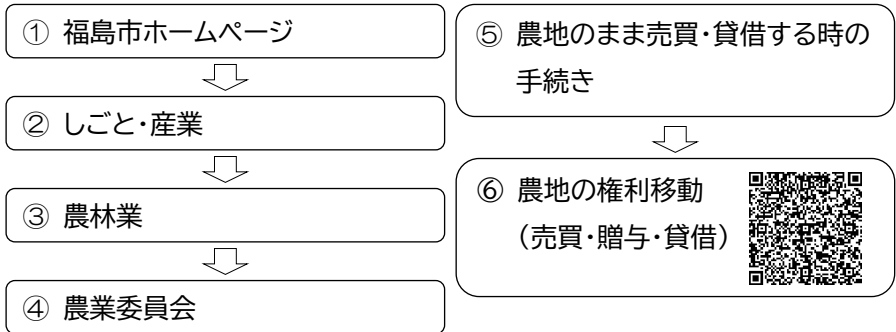
※令和5年度から下限面積要件(20アール以上を耕作しなければならない)が廃止されました。

○関連するパンフレット等

- ・「農地法第3条による申請書及び添付書類」
- ・「農地法第3条の規定による許可申請書」
- ・「新規農業開始経営計画」
- ・「耕作計画書」

[申請・届出書様式等のダウンロード]

各種申請書等の様式は福島市ホームページから左記の順でダウンロードできますのでご利用ください。



○関連する支援事業

- ・週末ファーマー体験講座
- ・新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業・経営開始資金)
- ・青年等就農資金 ・新規就農拡大推進事業

詳しい情報・お申込みはこちらの QR コードからもご覧いただけます



お問い合わせ先

○農地の売買・貸借に関する手続きについて
福島市農業委員会事務局 農地係
電話 024-525-3779

○新規就農支援事業について
福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

農業体験講座を開催します！
(週末ファーマー体験講座)

対象者

農業者、一般の方

農産物の生産や販売など新たに農業経営を始めたい方のために、生産から販売までの実地体験及び講座を開催します。



1 研修期間

令和5年5月中旬から令和5年12月下旬
毎週土曜日午前9時から午後4時まで

2 内容

農産物(野菜)の生産から販売までの実地体験及び講座

※平日の自主的な作業体験も可能です。

[実地体験 一部抜粋] ※年により内容が異なることがあります。

5月	キュウリ、ネギの定植、マルチ張り	9月	キャバツの定植、葉大根の播種
6月	ネギ畑の除草、ブロッコリーの播種	10月	ナス、ニンジン、小松菜の収穫
7月	ナスの収穫、カボチャの蔓上げ	11月	タマネギの定植、灌水チューブの片づけ
8月	甘長トウガラシの収穫	12月	ネギの収穫、ハウレン草のトンネル張りと補修

3 場所

(株)新ふくしまファーム敷地内の農地
(福島市土船字新林25-11)

4 経費

講座中の事故に備えた保険料(加入は任意)

5 講師

(株)新ふくしまファームの職員など



☞ 詳しい情報・お申込みはこちらのQRコードからご覧ください



お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

独立して農業経営を始めたい方を支援します！
(新規就農者育成総合対策)

対象者

農業者、一般の方

農業研修をする方や、新たに独立して農業経営を開始する50歳未満の方を対象に資金を交付します。

1 就農準備資金

(1)内容

就農前に県農業短期大学校や先進農家等で研修を行う方を対象に年間最大150万円を最長2年間交付する。

(2)主な交付要件

- ① 都道府県等が認めた研修機関等で研修を受けること。
- ② 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であること。
- ③ 常勤(週35時間以上で継続的に労働するもの)の雇用契約を締結していないこと。
- ④ 研修終了後に親元就農する予定の場合には、家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する又は独立・自営就農することを確約すること。
- ⑤ 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあっては、就農後5年以内に「農業経営改善計画」又は「青年等就農計画」の認定を受けること。
- ⑥ 承認申請時において、前年の世帯全体の所得が原則600万円以下であること。

2 経営開始資金

(1)内容

交付要件を全て満たす方を対象に、年間150万円を最長3年間(経営開始後3年度目分まで)交付する。

※夫婦の場合は1.5を乗じて得た額(1円未満切捨て)を交付する。

(2)主な交付要件

【全員共通】

- ① 独立・自営就農時の年齢が50歳未満で、かつ農業経営を開始して3年以内の方で、農業経営者となる強い意欲を有していること。
- ② 農地の所有権または利用権を交付対象者が有していること。
- ③ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有、または借りていること。
- ④ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
- ⑤ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- ⑥ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- ⑦ 青年等就農計画の認定を受けた者であること。
- ⑧ 経営の全部または一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調達

し、新たに農業経営を開始した者をいう。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画であると市町村長に認められること。

- ⑨ 地域計画のうち目標地図に位置付けられ、または位置づけられることが確実と見込まれること、実質化された人・農地プランに、中心となる経営体として位置づけられ、または位置づけられることが確実と見込まれること。あるいは、農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「目標地図に位置づけられた者等」という)。
- ⑩ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- ⑪ 雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付を受けたことがないこと。
- ⑫ 経営継承・発展支援事業による補助金の交付を受けたことがないこと。
- ⑬ 経営発展支援事業または初期投資促進事業による補助対象事業費上限額1,000万円(夫婦の場合は1,500万円)の助成を受けたことがないこと。
- ⑭ 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険または施工業者による保証等に加入している、または加入することが確実と見込まれること。
- ⑮ 前年の世帯全体の所得が原則600万円以下であること。
- ⑯ 就農地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- ⑰ 令和2年4月以降に農業経営を開始した者であること。

【夫婦共同】

- ① 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
- ② 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
- ③ 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

【法人設立】

- ① 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置付けられた者等となること。
※ なお、経営開始後3年以上経過している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

(3) 交付停止(以下の要件に1つでも該当すれば交付停止となります)

- ① 交付要件を満たさなくなった場合。
- ② 農業経営を中止または休止した場合。
- ③ 年2回の就農状況報告を行わなかった場合。
- ④ 就農状況の現地確認等により適切な農業経営を行っていないと交付主体に判断された場合。
- ⑤ 調査依頼に協力しなかった場合。
- ⑥ 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合。ただし、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事業があると交付主体が認めた場合に限り、交付を可能とする。

(4) 資金返還(以下の要件に1つでも該当すれば返還となります)

- ① 交付停止となる項目①から⑤に該当し、既に交付した資金の対象期間中の場合は事由が発生したときから、残りの対象期間の月数分の資金を返還。
- ② 虚偽の申請が発覚した場合は全額返還。
- ③ 交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合は、交付済みの資金額に、

担い手育成

営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じた額を返還する。但し、就農中断報告の手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者を除く。

※ (4)の①または③に該当する場合については、病気や災害等のやむを得ない事情として交付主体が認めた場合はこの限りでない。

(5)備考

- ① 他者の農業経営に従事している状態は、独立して農業経営を行っているとはみなしません。
- ② 親族の農業経営とは異なる経営発展に向けた新たな取組が新規参入者と同等のリスクを伴うものかどうかは市が判断します。(原則、親族と同じ作目を栽培する場合は、新規参入者と同等のリスクがあるとはみなしません。)
- ③ 交付対象者として承認されたとしても、予算の都合上、受給できない場合があります。
- ④ 交付対象者として承認されたら、受給の有無に関わらず交付対象者は交付期間中及び交付終了後5年間必ず取り組まなければならない事項があります。(就農状況報告など)

3 経営発展支援事業

(1)内容

機械・施設の導入等助成対象の取組に必要な経費を支援する。補助対象事業の経費に対し、最大で国2/4、県1/4の計3/4を交付。ただし、補助上限750万円、経営開始資金の交付対象者は375万円。(夫婦の場合は1.5倍。)

(2)主な交付要件

【全員共通】

- ① 独立・自営就農時の年齢が50歳未満で、農業経営者となる強い意欲を有していること。
- ② 令和4年度または令和5年度中に、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をする者であること。
 - ア 農地の所有権または利用権を交付対象者が有していること。
 - イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有、または借りていること。
 - ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
 - エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- ③ 青年等就農計画の認定を受けた者であること。
- ④ 経営の全部または一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始する者であり、継承する農業経営の現状の所得、売上もしくは付加価値額を10%以上増加させる、または生産コストを10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると市町村に認められること。
- ⑤ 実質化された人・農地プランに、中心となる経営体として位置づけられ、または位置づけられることが確実と見込まれること。あるいは、農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「実質化された人・農地プランに位置づけられた者等」という)。

- ⑥ 雇用就農資金による助成金の交付を受けたことがなく、かつ、経営継承・発展支援事業による補助金の交付を受けたことがないこと。
- ⑦ 機械・施設の取得費用等について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること。
- ⑧ 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼育する農業経営の場合は、都道府県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。
- ⑨ 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

【夫婦共同】

- ① 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
- ② 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
- ③ 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

【法人設立】

- ① 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置付けられた者等となること。
※ なお、令和4年度以前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

(3)助成対象

- ① 助成の対象となる事業内容は、交付対象者が自らの経営において使用する次に掲げる取り組みであること。
 - ア 機械・施設等の取得、改良又はリース
 - イ 家畜の導入
 - ウ 果樹・茶の新植・改植
 - エ 農地等の造成、改良又は復旧
- ② 本事業以外の国の助成事業の対象として整備するものではないこと(融資に関する利子の助成措置を除く。)
- ③ ①の事業内容は、個々の事業内容ごとに次の基準を満たすこと。
 - ア 事業費が整備等内容ごとに50万円以上であること。
 - イ 機械・施設等の購入先の選定にあたっては、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス(AGUMIRU「アグミル」)の活用等による複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の減少に向けた取組を行うこと。
 - ウ ①のアについては、次の基準を満たすこと。
 - 事業の対象となる機械・施設等は法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。加えて、中古機械・施設等の場合は中古資産耐用年数が2年以上のものであること。(法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年以上の保証があるものに限る。)
 - 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。
 - 交付対象者の経営発展支援事業計画等の成果目標の達成に直結するものであること。
 - 事業計画の提出以前に自ら若しくは本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械・施設等を本事業に切り替えて整備するものではないこと。

- 整備を予定している機械・施設等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等し、処分制限期間において加入等が継続されるもの。
- 整備を予定している機械・施設等の施工業者等が、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」(以下「GL」という。)で対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がGLに準拠していること。
- 導入した機械・施設等について、財産管理台帳を作成し、耐用年数(新品の場合は法定耐用年数、中古機械・施設等の場合には中古耐用年数)が経過するまでの間、保管すること。

○農業経営改善計画と青年等就農計画（年4回の会議で認定）

	認定された 農業者の呼称	目標所得	当該計画が要件と なっている主な支援事業
農業経営 改善計画	認定農業者	○5年後 ・ 個別経営体1戸当たり 510万円以上 ・ 主たる従事者1人当たり 440万円以上	(※詳細 P15) ・ 農業経営安定化支援事業 ・ 農業経営基盤強化資金 ・ 経営所得安定対策 ・ 農業者年金
青年等就農 計画	認定 新規就農者	○5年目 ・ 個別経営体1戸当たり 310万円以上 ・ 主たる従事者1人当たり 260万円以上	・ 新規就農者育成総合対策 (経営発展支援事業・経営 開始資金) ・ 青年等就農資金 ・ 経営所得安定対策 ・ 農業者年金

※ 「農業経営改善計画」については、オンラインによる申請も可能です。
詳しい情報・お申込みは右の QR コードからご覧ください。



お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

新たに独立して農業経営を開始する方を支援します！（青年等就農資金）	対象者	農業者、法人・団体等、 一般の方
--	-----	---------------------

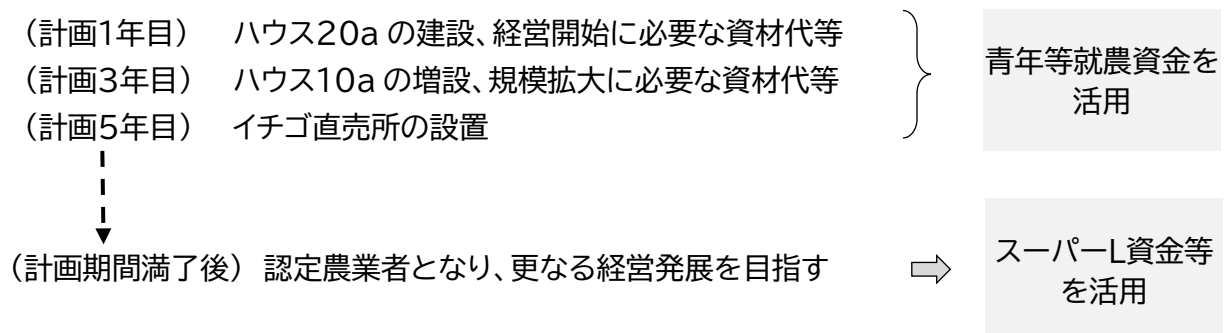
新たに独立して農業経営を開始する原則45歳未満の方を対象に、無利子で資金を融資し経営開始を支援します。

○ 取扱金融機関：(株)日本政策金融公庫

貸付対象者	青年等就農計画の認定を受けた個人・法人	留意事項
資金の用途	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用の施設・機械や農産物の処理加工施設・販売施設の導入。 ・家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費及び育成費。 ・農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払い。 ※農地の取得費用は対象となりません。 ・経営開始に伴って必要となる資材費など。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の補助金を財源に含む補助事業(事業負担金を含む)は、本資金の対象となりません。ただし、地方公共団体の単独補助事業や融資残補助事業(経営体育成支援事業)は対象となります。 ・審査の結果により、ご希望に添えない場合があります。
償還期限	17年以内(うち据え置き期間5年以内)	
融資限度額	3,700万円(特認1億円)	
金利	無利子(借入の全期間にわたり)	
担保・保証人	担保：原則として、融資対象物件のみ。 保証人：原則として個人の場合は不要、法人の場合で必要な場合は代表者のみ。	

《 資金活用のイメージ 》

会社員だったAさん。就農相談会に参加したことを機に農業の魅力にひかれ、就農を決意。普及指導センターから紹介された受入農家で2年間の研修を受けた後、妻とともに就農。青年等就農計画の認定を受け、ハウス30aのイチゴ経営を目指す。



お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

**新規就農を支援します！
(新規就農拡大推進事業)**

対象者

農業者、法人・団体等、
一般の方

新規就農者の拡大を目的に、就農を希望する方を「フレッシュ農家さん」、現在営農中の方を「センパイ農家さん」として、「センパイ農家さん」が農業体験や農業技術指導等をする斡旋紹介を行います。また、就農時初期費用、農機具等導入費用の一部を助成するほか、市内の方を正規雇用した農業を営む法人に助成金を交付します。

(交付要件を全て満たす場合でも、予算の都合上、受給できない場合があります。)

☞ 詳しい情報・お申込みはこちらの QR コードからもご覧いただけます



1 農業相談事業

(1)内容

「センパイ農家さん」をはじめ、市の職員や関係機関が連携して、耕作のノウハウや就農時の心得などについて相談に応じ、農業のスタートアップをサポートします。また、Zoomによるオンライン相談にも対応します。

※ センパイ農家さんに対し、オンライン相談受入れ1回あたり2千円を交付します。

2 農業体験支援事業

(1)内容

就農を検討している「フレッシュ農家さん」に、農業体験の受入をしている「センパイ農家さん」をご紹介します。

※ 体験は1日単位(3時間以上、3日以内)です。

※ 体験研修を受入れする「センパイ農家さん」に対して、1日あたり3千円を交付します。

(2)交付要件

【フレッシュ農家さん】

- ① 申請時点の年齢が65歳未満で、本市内の農地で就農を目指すこと。

【センパイ農家さん】

- ① 概ね年間を通じて本市内の農地で農業を営む経営体であり、本市に住民登録または事務所を有していること。
- ② 「フレッシュ農家さん」1人につき、原則1日あたり3時間以上、一人につき3回を限度としての農業体験指導を実施すること。
- ③ 「フレッシュ農家さん」と雇用契約を締結しておらず、金銭等の供与がないこと。
- ④ 「フレッシュ農家さん」と親族関係(三親等以内)でないこと。
- ⑤ 本事業の内容と重複する国や地方公共団体等による助成を受けていないこと。

3 農業メンター事業

(1)内容

「フレッシュ農家さん」の農業経営が定着できるよう、農業全般について気軽に相談できる地域の「センパイ農家さん」をご紹介します。

- 「センパイ農家さん」は最長2年間相談に応じます。
- メンター役となる「センパイ農家さん」に対して、月額1万円を最長2年間交付します。

(2)交付要件

【フレッシュ農家さん】

- ① 申請時点の年齢が65歳未満で本市に住民登録があり、本市内の農地で営農する者で農業経営開始3年以内の者。
- ② 農地の所有権または利用権を有していること。
- ③ 主要な農業機械、施設を所有または借りていること。
- ④ 生産物や生産資材を本人名義で出荷、取引すること。
- ⑤ 農業経営に関する主宰権を有していること。

【センパイ農家さん】

- ① 「フレッシュ農家さん」と親族関係(三親等以内)でないこと。
- ② 就農サポート対象者が就農定着、経営発展に必要な以下の取組を行うこと。
 - ア 作物栽培技術、経営管理に関する知識等の習得のための指導。
 - イ 就農地域内の農家への紹介や地域活動への参加支援。
 - ウ 農地の確保に係る相談。
 - エ その他、就農定着、経営発展に繋がる支援。
- ③ おおむね認定農業者の水準にあること。

4 農業経営開始支援事業

(1)内容

【独立就農タイプ】

交付要件を全て満たす新規就農者の方に対して、月額5万円を最長2年間交付します。

【法人雇用タイプ】

交付要件を全て満たす者を雇用した法人に対して、月額5万円/1人を最長2年間交付する。

(2)交付要件

【独立就農タイプ】

- ① 就農時の年齢が65歳未満で本市に住民登録があり、本市内の農地で営農する者で農業経営開始3年以内の者。
- ② 農地の所有権または利用権を有していること。
- ③ 主要な農業機械、施設を所有または借りていること。
- ④ 生産物や生産資材を本人名義で出荷、取引すること。
- ⑤ 農産物等の売上や経費の支出など経営収支を本人名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- ⑥ 農業経営に関する主宰権を有していること。
- ⑦ 申請者の申請時点の前年の農業所得が500万円以下であること。ただし、

先代の農業経営を継承している場合は、先代の前年の農業所得を合算して500万円以下であること。

- ⑧ 新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業・経営開始資金)を受給したことがなく、申請年の翌年の農産物販売金額目標を50万円以上、1000万円以下の範囲内で、申請時と同等かそれ以上とすること。
- ⑨ 本事業の内容と重複する国や地方公共団体等による助成を受けたことがないこと。

【法人雇用タイプ】

- ① 概ね年間を通じて農業を営む法人であり、本市内に事業所及び農地を有していること。
- ② 本事業の内容と重複する国や地方公共団体等による助成を受けていないこと。
- ③ 正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結し、正規雇用開始して12ヶ月未満であり、当該従業員が次の要件を申請時点で満たしていること。

- ・ 年齢が65歳未満で本市に住民登録があること。
- ・ 概ね農畜産物の生産(必須)や加工、販売等農業に関わる業務に従事し、1週間あたりの農業従事時間が年間平均25時間以上見込めること。
- ・ 労働保険(雇用保険、労働者災害補償保険)及び社会保険(健康保険、厚生年金保険)に加入していること。
- ・ 交付対象者の親族(三親等以内の者をいう。)でないこと。
- ・ 今回の雇用契約以前に雇用関係がないこと。
- ・ 過去に本事業の対象になっていないこと。

5 農業用機械等導入支援事業

(1)内容

交付要件を全て満たす新規就農者の方に対して、農業用機械等の取得に要する経費の3分の1以内を補助します。1経営体につき30万円を上限。

(2)交付要件

- ① 就農時の年齢が65歳未満で本市に住民登録があり、本市内の農地で営農する者で農業経営開始3年以内の者。
- ② 農業用機械等導入計画の目標達成に必要な農業用機械または施設の取得に要する経費で、事業規模が10万円以上かつ、認定を受けた後に取得するもの。
- ③ 農業経営に関する主宰権を有していること。
- ④ 新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業・経営開始資金)を受給していないこと。
- ⑤ 本事業の内容と重複する国や地方公共団体等による助成を受けてないこと。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

農業経営を継承する方を支援します！
(経営継承・発展支援事業)

対
象
者

農業者

中心経営体等である先代事業者から、その経営を継承した後継者の経営発展に資する取組を支援します。

1 経営継承・発展支援事業

(1)内容

交付要件を全て満たす後継者に対して、経営発展に向けた取り組み(農業用機械等購入等)に必要な事業費を補助します。1経営体につき100万円を上限。

(2)交付要件

【個人事業主の場合】

- ① 令和4年1月1日から経営発展計画の提出時まで中心経営体等である先代事業者から、その経営に関する主宰権の移譲を受けていること。
- ② 主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。
- ③ 税務申告等を本事業の対象である後継者の名義で行っていること。
- ④ 青色申告者であること。
- ⑤ 家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること。
- ⑥ 経営発展計画を策定し、その計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、その計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- ⑦ 地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していること。
- ⑧ 主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと。
- ⑨ 農業次世代人材投資事業(経営開始型)に係る資金及び新規就農者育成総合対策(経営開始資金)に係る資金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- ⑩ 経営発展支援事業を現に実施しておらず、かつ過去に実施していないこと。

【法人の場合】

- ① 令和3年1月1日から経営発展計画を提出する時まで中心経営体等である法人から、その経営に関する主宰権の移譲を受けていること。
- ② 先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合は、当該先代事業者が中心経営体等であり、後継者が令和3年1月1日から経営発展計画を提出する時まで当該主宰権の移譲を受けていること。
- ③ 主宰権の移譲に際して、原則として、法人自ら又は先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。

担い手育成

- ④ 青色申告者であること。
- ⑤ 経営発展計画を策定し、その計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、その計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- ⑥ 地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していること。
- ⑦ 主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと。
- ⑧ 農業次世代人材投資事業(経営開始型)及び経営開始資金に係る資金の交付を受けていないこと。
- ⑨ 主宰権の移譲を受けた後継者が過去に経営発展支援事業を実施していないこと。

(3)補助対象経費

①専門家謝金・旅費	助言、指導等を依頼した専門家等に支給される経費
②研修費	研修受講料
③旅費	情報収集や各種調査の実施、研修を受講するための旅費
④機械装置等費	農業用機械、器具、備品、ソフトウェア等の購入経費
⑤広報費	販売用のホームページ、パンフレット等の作成経費
⑥展示会等出展費	農畜産物の販売促進に向けた PR 活動経費
⑦開発・取得費	新商品の試作に伴う原材料、デザイン、加工等の経費
⑧雑役務費	本事業期間中に要した臨時的な人件費等
⑨借料	機械装置等のリース、レンタル経費
⑩設備処分費	新部門の設立等をする際に必要なスペースを確保することを目的とした機械装置等の廃棄、処分費等
⑪委託・外注費	自ら実施することが困難な業務を第三者に委託、外注する際の経費

- 本事業の遂行に必要な経費で妥当性があるものが対象。上記経費でも交付決定前に着手したものや、本事業の目的に合致しないもの等、対象にならない経費があります。詳細は下記までお問合せください。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

あなたも認定農業者になりましょう！
(認定農業者制度)

対象者

農業者、認定農業者、
法人・団体等

認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進法に基づき、市が基本構想で示した農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする農業経営改善計画を市が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援を行う制度です。

☞ 詳しい情報・お申込みはこちらのQRコードからもご覧いただけます



1 福島市の基本構想における農業経営の目標

【年間農業所得】	個別経営体 1戸あたり	510万円以上
	又は主たる従事者 1人あたり	440万円以上

2 認定要件

次の要件を満たしている農業者が認定されます。

- ① 認定申請書の内容が「基本構想」に照らして適切であること。
- ② 作付地の集団化、農作業の効率化など農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切な計画であること。
- ③ 認定申請書に記載した目標を達成する確実性があること。

3 認定の手続き

農業経営改善計画認定申請書を作成し、福島市農業企画課、ふくしま未来農業協同組合、福島県県北農林事務所農業振興普及部へ提出してください。

なお、記入が困難な場合については、上記機関にご相談ください。

4 認定時期

原則として、農業経営改善計画認定会議(年4回開催)で認定しますので、前月の5日までに申請書を提出してください。

認定会議より約2週間で認定書を発行します。

	第1回	第2回	第3回	第4回
認定会議	5月下旬	7月下旬	10月下旬	1月下旬
申請書〆切	4月5日	6月5日	9月5日	12月5日

5 認定農業者への各種支援策

(1)福島市の支援(P24 参照)

- 農業経営安定化支援事業(保険料や掛け金の一部助成)
農業経営の安定化に向けて、収入保険・果樹共済の加入促進を図るため、農業者が負担した保険料や掛け金の一部を助成します。認定農業者については、補助率が上乘せされます。

(2)経営規模拡大のための支援(農用地利用集積のための支援)

農業委員会に農用地の利用集積を申し出ると、あっせんが受けられます。

(3)融資に関する支援(P31～33 参照)

- ① 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)
- ② 農業経営改善促進資金(スーパーS資金)
- ③ 農業近代化資金
- ④ 農業改良資金
- ⑤ 農家経営安定資金
- ⑥ 農林漁業セーフティネット資金

(4)研修等による支援

- ① 農業経営改善計画認定申請書を作成する際に必要な経営改善等指導
- ② 認定農業者の要望に応えた各種研修会の実施及び経営情報の提供

(5)農業者年金の保険料の国庫補助(P17 参照)

(6)農業振興関連事業などの情報配信

本市の農業者の中核である認定農業者および認定新規就農者に対し、重点的に農業振興に伴う情報等をお伝えします。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

より充実した老後生活のため 農業者年金加入のお勧め

対象者

農業者

老後の生活が国民年金だけでは不安かなと思ったら、農業者年金に加入しませんか？

農業者であれば、経営主はもちろん配偶者も後継者も加入できます。

預金などと同じ積立方式の年金ですので、お預かりした保険料は安全面を重視して運用し、運用した利益と合わせて将来年金として配分される仕組みになっています。

税制面など多くのメリットがありますので、より充実した老後生活のためにぜひご加入下さい。

また、一定の要件に合う方は国から保険料の補助を受けることもできます。



詳しい情報はこちらの QR コードからもご覧いただけます

1 加入の要件(①～③の全てを満たす方)

- ① 農業に従事する日数が年間60日以上
- ② 国民年金の第1号被保険者(ただし、保険料納付免除者でないこと。)
 - 60歳以上65歳未満で加入する場合には国民年金の任意加入被保険者
- ③ 65歳未満

2 補助を受けるための要件(①～③の全てを満たす方)

- ① 60歳までに20年以上加入が見込まれる方
 - (旧農業者年金制度での保険料を納めた期間を合算することができます。)
- ② 農業所得が900万円以下である方
- ③ 認定農業者などで青色申告をされている(または見込まれる)方
 - または、その方と家族経営協定を締結している配偶者、後継者

詳しくは、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

福島市農業委員会事務局 庶務係
電話 024-525-3779

農地所有適格法人とは？

対象者

農業者

農地等の権利(所有権及び賃貸借権等の使用収益権)の取得が認められる法人を意味し、農地法上の呼び名です。農地所有適格法人には、①法人形態の要件、②事業要件、③構成員の要件、④業務執行役員の要件等、大きく4つの要件があります。

- 平成28年4月の法改正により今までの「農業生産法人」が「農地所有適格法人」に名称変更されました。

お問い合わせ先

福島市農業委員会事務局 庶務係
電話 024-525-3779

第 2 章

農 業 經 營 強 化

**農地を借りたい方・貸したい方を支援
します！（農地中間管理事業）**

対象者

農業者、認定農業者、
法人・団体等

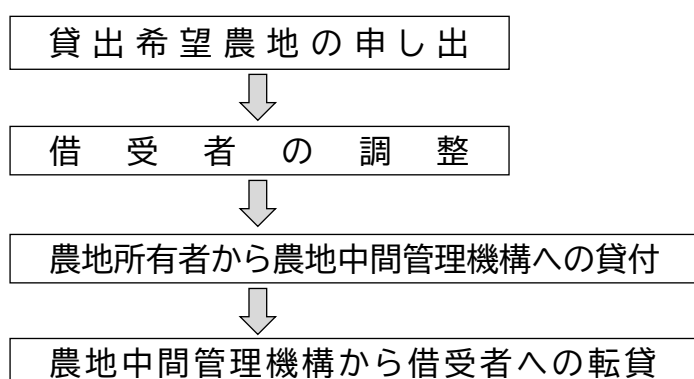
地域農業の担い手への市街化区域と定められた区域以外の農地の集積を支援します。

また、農地中間管理事業を活用し農地の集積を行った場合に、地域及び農地の出し手に対し協力金を交付します。

☞ 詳しい情報・お申込みはこちらの QR コードからご覧ください



1 農地貸借の流れ



(1) 貸出希望農地の申し出

貸したい農地がある農地所有者から「農地中間管理事業貸貸申出書(出し手用)」を提出していただきます。

(2) 借受者の調整

農地中間管理機構で借受者(エントリーシート提出者)との調整を図りマッチングを行います。

(3) 農地中間管理機構への貸付及び転貸

農地所有者と借受者との調整が整った農地について、農業委員会の手続き等を経て農地所有者から農地中間管理機構へ貸し付けます。その後、農地中間管理機構から借受者に転貸されます。

2 農地貸借に関する条件等

- 原則として10年以上の貸借契約です。
- 相続税や贈与税の納税猶予を受けている農地の貸借でも納税猶予が打ち切られません。(平成28年度から)
- 賃借料の支払いや徴収は、機構が口座引落、口座振込により行います。
- 出し手及び受け手の方は、毎年、賃貸料の1%(下限800円、上限8,000円)を手数料として機構へ納めていただきます。
- 契約期間中に中途解約する場合は、解約手数料6,000円を機構に収めていただきます。

3 機構集積協力金

農地中間管理機構への貸付及び転貸をした場合で、一定の要件を満たせば地域または出し手の方に協力金が交付されます。

(1) 地域集積協力金

地域計画の区域を対象として、農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して、協力金を交付します。

① 交付要件

交付対象面積の10%以上の農地が新たに担い手に集積されること。
ただし、担い手が不足する地域などでは、一定条件を満たす場合、5%となります。

区分	農地中間管理機構の活用率(累積)		交付単価 (農作業委託)
	一般地域	中山間地域※	
1	20%超 40%以下	4%超 15%以下	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
2	40%超 70%以下	15%超 30%以下	1.6万円/10a (0.8万円/10a)
3	70%超 80%以下	30%超 50%以下	2.2万円/10a (1.1万円/10a)
4	80%超	50%超 80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
5		80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

- 中山間地域は、中山間地農業ルネッサンス事業に位置付けられた地域などを言います。また併せて、中山間地域等直接支払交付金の集落協定、または個別協定の対象となる場合に該当する地域に限り、中山間地域の交付単価が適用されます。

② 農地中間管理機構の活用率

$$\frac{\text{貸付総面積} + \text{農作業委託面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

※注1 貸付面積(貸付期間6年以上の場合)や農作業委託面積(基幹3作業以上を10年以上の場合)を交付対象面積とする。ただし、地域集積協力金(令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ)の交付を受けたことのある農地は対象外とする。

※注2 過去に交付を受けた地域で、再度申請する場合は、前回の交付単価区分より高い区分で取組む場合に交付するものとする。

(2)集約化奨励金

地域計画の区域を対象として、農地中間管理機構からの転貸または農地中間管理機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対して、奨励金を交付します。

① 交付要件(翌々年度までに満たすこと)

地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること 等

区分	地域の団地面積の割合	交付単価 (農作業受託)
1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
2	20ポイント以上増加	3.0万円/10a (1.5万円/10a)
	既に30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上	

※注1 区分2は、いずれかの要件を満たすこと。

※注2 転貸面積や農作業受託面積(基幹3作業以上)で新たに団地化(増加)した面積を交付対象面積とする。

※注3 農作業受託の場合、農地中間管理機構が「地域」の話し合いの段階から農地利用調整に参加することが必要です。

(3)経営転換協力金

農地中間管理機構に農地を貸し付けることにより、農業部門の減少により経営転換する農業者または、リタイアする農業者に対して協力金を交付します。

① 交付要件

農地を10年以上機構に貸し付けること等。

交付単価	上限額
1.0万円/10a	25万円/1戸

※注1 令和5年度までの時限措置

※注2 地域集積協力金の交付申請を行う「地域」に含まれる場合などについてのみ交付対象。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

農地を借りた方・買った方を支援します！ (農地流動化支援事業)

対象者

農業者、認定農業者、
法人・団体等

福島市では、平成12年度より農業者の経営規模拡大と農用地の有効活用を図るため、積極的かつ計画的に進める農業者に対して、農地流動化支援金を交付し、農地流動化及び安定的な農業経営の発展を支援しています。

1 農業者を対象とした支援

(1) 交付対象者

- ① 耕作権をもつ福島市内在住者
- ② 40a以上の所有権を持って耕作している農業者
- ③ 申請時点(利用権設定始期日・所有権移転日)の1年前から経営耕地面積が10a以上集積された農業者
- ④ 農地の権利設定・移転において農業経営基盤強化促進法附則第5条に基づき、旧同法第19条の規定による公告のあった者であること

(2) 交付対象農地

- ① 福島市内の農業振興地域内の農用地区域の農地
- ② 農業経営基盤強化促進法附則第5条に基づき、旧同法第19条の規定による公告に基づき、10年以上の利用権を新規に設定又は所有権移転した農地

(3) 支援金額について

同一対象者・対象農地について1回限り、1人につき年200,000円を上限。

利用権設定(10年以上)	10a あたり	15,000円
所有権移転	10a あたり	20,000円

2 新規就農者を対象とした支援

(1) 交付対象者

- ① 耕作権をもつ福島市内在住者
- ② 農業経営基盤強化促進法附則第5条に基づき、旧同法第19条の規定による公告に基づき許可を得た新規就農者

(2) 交付対象農地

- ① 福島市内の農業振興地域内の農用地区域の農地
- ② 農業経営基盤強化促進法附則第5条に基づき、旧同法第19条の規定による公告に基づき、3年以上の利用権を新規に設定又は所有権移転した農地

(3) 支援金額について

賃借した場合、年間賃料の2分の1に相当する額
(1人につき年100,000円を上限。最長3年間)

3 交付申請等について

農業企画課備え付けの交付申請書へ必要事項を記入し申請してください。
締め切りは、6月末日、10月末日、翌年2月末日の年3回です。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

農業者のリスク改善を支援します！

(農業経営安定化支援事業)(収入保険加入促進特別対策事業)

対象者

農業者、認定農業者、
法人・団体等

1 農業経営安定化支援事業・収入保険加入促進特別対策事業

農業者の農業経営の安定化に向けて、収入保険・果樹共済の加入促進を図るため、市内農業者が負担した保険料(共済掛金)の一部を市が支援します。また、収入保険については、令和5年度から令和7年度までの3年間で「特別加入推進期間」と位置づけ、加入初年度に限り保険料の助成割合を引き上げ、一層の加入促進を図ります。

(1) 交付対象者

福島市内に住所を有している農業者

(2) 交付基準

- ① 農業保険法に基づく収入保険・果樹共済(対象:りんご・ぶどう・なし・もも)に加入していること
- ② 上記の保険契約において、確定した保険料(共済掛金)を完納していること

(3) 補助率

- ① 農業経営安定化支援事業
農業者が負担した保険料(共済掛金)の5%
ただし認定農業者(申請日時点)については保険料(共済掛金)の10%
- ② 収入保険加入促進特別対策事業
加入初年度に負担した保険料の50%

☎ 「収入保険」に関する詳しい情報はこちらのQRコードからご覧ください



お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720

経営所得安定対策に加入しましょう！

対象者

認定農業者、集落営農、
認定新規就農者

経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定を目的に、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する交付金である「畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)」と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策として、「収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)」を実施しています。

1 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

各農産物の品質と生産量に応じて交付する『数量払』を基本に、当年産の作付面積に応じて交付する『面積払』を数量払の先払いとして支払います。

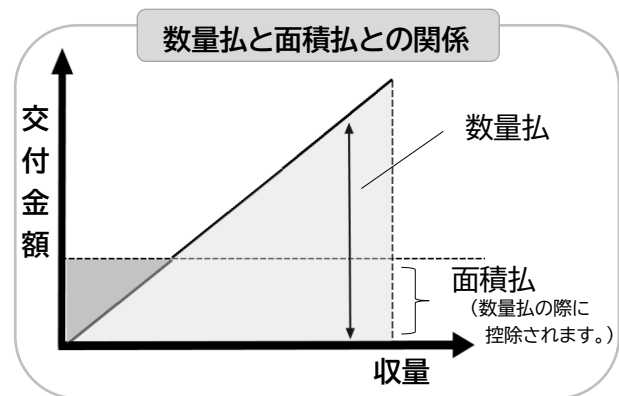
(1) 交付対象者

認定農業者、集落営農、
認定新規就農者

(2) 対象となる農産物

麦、大豆、そば、なたね

(3) 交付単価



【数量払】

対象作物	課税事業者向け 平均交付単価	免税事業者向け 平均交付単価
小麦	5,930 円/60 kg	6,340 円/60 kg
二条大麦	5,810 円/50 kg	6,160 円/50 kg
六条大麦	4,850 円/50 kg	5,150 円/50 kg
はだか麦	8,630 円/60 kg	9,160 円/60 kg

対象作物	課税事業者向け 平均交付単価	免税事業者向け 平均交付単価
大豆	9,430 円/60 kg	9,840 円/60 kg
そば	16,720 円/45 kg	17,550 円/45 kg
なたね	7,710 円/60 kg	8,130 円/60 kg

【面積払】

対象作物	交付単価
麦、大豆、なたね	20,000 円/10a

対象作物	交付単価
そば	13,000 円/10a

2 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

対象となる作物の令和3年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額(過去5年のうち最高・最低の2年を除いた3年の平均)を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担する積立金となるため、一部は農業者からの拠出が必要となります。

なお、補てん後の積立金残額は、翌年産に繰り越されるため、掛捨てとはなりません。

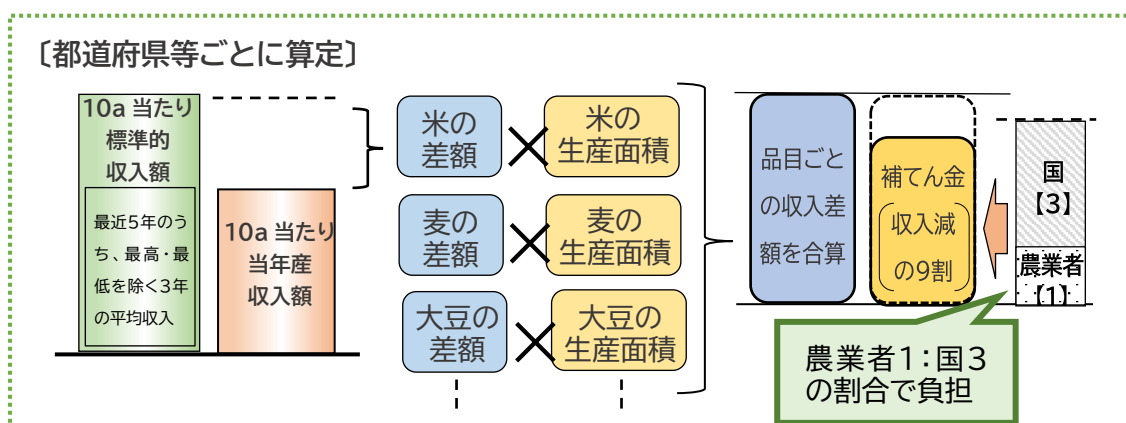
また、収入保険制度と重複加入はできませんのでご注意ください！

(1)交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者

(2)対象となる農産物

米、麦、大豆



収入保険が始まり、セーフティネットの選択肢が増えました！

<収入保険>

自然災害や価格低下をはじめ、農業者ごとの収入の減少を広く補償

※青色申告を行っている農業者(個人・法人が対象です)

<農業共済>

自然災害等による収穫量の減少を補償

又は

+

<ナラシ対策>

価格が下落した際などに収入の減少を補てん

※収入保険と、農業共済

ナラシ対策などの類似制度は、いずれかを選択して加入することになりました(重複加入はできません)。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720

水田をフル活用しましょう！ (水田活用の直接支払交付金)

対象者

農業者、認定農業者
法人・団体等

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

1 交付対象者

販売目的に対象作物を交付対象水田で生産(耕作)する販売農家や集落営農

2 支援内容

(1) 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	55,000円~105,000円/10a (収量に応じて増減)

(2) 産地交付金

地域で作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します。

国から配分される資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容を設定します。

なお、対象作物、要件、交付単価等の詳細な内容につきましては、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720

**気候変動への対応や農作物被害対策を
強化します！（雨よけハウス等導入支援対策事業）**

対象者

農業者、認定農業者
法人・団体等

裂果防止や病害虫防除等において効果のある雨よけハウス等の果樹栽培施設等の新設・更新により品質の向上を図る果樹販売農家に対し、経費の一部を補助します。

1 対象者

福島市内に住所を有し居住している果樹販売農家
[園芸施設共済]の加入者又は加入予定者であること。
(昨年度補助を受けていない方優先)

2 対象事業内容

- ・雨よけハウスの新設又は既存の雨よけハウスの更新
(ビニールの張替えを除く)
- ・ナシ棚等の省力化施設(撤去費用を除く)

3 補助額

予算の範囲内で事業費の1/3以内(上限:150万円)

4 申請について

随時受付として、締め切りを6月末日の年1回とします。
(先着順ではありません。)

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720

脱炭素型の生産体系の導入を支援します！
(施設園芸エネルギー転換支援事業)

対象者

農業者、認定農業者
 法人・団体等

燃油を使用しない暖房設備等の導入により、燃油価格高騰等の影響を受けずに安定した農作物の生産体系の確立を図る販売農家に対し、経費の一部を補助します。

1 対象者

- ・福島市内に住所を有し居住している販売農家。
- ・「園芸施設共済」の加入者又は加入予定者であること。

2 対象事業内容

園芸施設への燃油を使用しない暖房設備等の導入
 (ヒートポンプ、バイオマスボイラー、ウォーターカーテン 等)

3 補助額

予算の範囲内で事業費(設備設置費用を含む)の1/2以内(上限なし)

4 支援対象

以下のいずれかによる設備導入費用であること

- 既設の燃油使用型暖房設備(ボイラー等)から置き換える費用
- 今回設置するヒートポンプ等との併用で、既設のボイラー等の使用頻度を低減させる場合(ハイブリッド方式)の費用
- 園芸施設新設に伴い設置する暖房設備のうち、ヒートポンプ等の燃油不使用型暖房に係る費用

5 申請について

随時受付(先着順)とします。

☎ 詳しい情報・お申込みはこちらの QR コードからご覧ください



お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
 電話 024-525-7720

炭化器を活用して炭づくりを始めませんか！？（肥料価格高騰対策支援事業）

対象者

農業者、認定農業者
法人・団体等

果樹の剪定枝等は、炭化器で炭に変えて保肥力を高める土壌改良材として使うことができます。化学肥料の施用低減を図る取組みを支援するため、炭化器等を購入された果樹販売農業者のみなさまに、費用補助を実施しています。

1 対象者

市内に住所を有する果樹販売農業者等で市税の滞納がない方

2 対象製品

炭化器と炭化器用の火消し蓋

（令和4年11月9日以降に購入した物が対象となります。）

3 補助額

炭化器等の購入に要した費用（配送費用、消費税を除く）の1/2以内
（上限 80,000 円）

※1 経営体に対する補助は、1回のみです。

4 提出書類

- 肥料価格高騰対策支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 令和4年度納税証明書（税目：市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）
- 領収書及び納品書（製品名と支払いの事実が確認できること）

5 申請方法

4の提出書類を添えて、市ホームページ（下記 QR コード）から申請するか、直接、農業振興課窓口へご持参ください。

☎ 詳しい情報・お申込みはこちらの QR コードからご覧ください



お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720

農業制度資金を活用しましょう！

対象者

農業者、認定農業者
法人・団体等

農業者のみなさんが経営の規模拡大や経営の改善を図る場合、または新しく農業を始めるにあたり自己資金が足りない場合などに、低利でかつ長期にわたって借りることのできる資金を「農業制度資金」といいます。農業の経営改善を図るため、目的に合わせて利用できます。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた方については、次の特例措置があります。

資金名	5年間の 実質無利子化	実質 無担保化	5年間の 保証料免除
① スーパーL資金	○	○	
③ 農業近代化資金	○	○	○
⑥ 農林漁業セーフティネット資金	○	○	

① ス ー パ ー L 資 金	概要	農地取得や大規模な投資をする場合にご利用いただける、貸付限度額が大きく、償還期間が長い低利な資金です。
	借入対象者	認定農業者
	主な 資金用途	・農地等の取得、改良 ・農業経営用施設・機械等の取得、改良、造成 ・農産物の加工処理、流通販売施設、観光農業施設等の取得、改良、造成 ・果樹、家畜の導入 等
	借入限度額	個人：3億円(特認 6億円) 法人：10億円(特認20億円)
	借入金利	0.45%～ 0.70%(随時改定あり)
	償還期限	25年以内(うち据置期間10年以内)
	金利負担 軽減措置	下記のいずれかを満たす方は、貸付当初5年間の金利負担が実質無利子となります。 ①目標地図に位置付けられた農業者 ②「実質化された人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者 ③農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者

② ス ー パ ー L 資 金	概要	短期運転資金を必要とする場合に、ご利用いただける資金です。
	借入対象者	認定農業者
	主な 資金 用途	・営農用施設、機械の修繕費 ・種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費 ・肉用素畜、中小家畜等の購入費 等
	借入限度額	個人:500万円 法人:2,000万円
	借入金利	1.50% (随時改定あり)
	償還期限	1年以内
③ 農 業 近 代 化 資 金	概要	農業用機械・施設の改良や復旧、または取得など農業者等が農業経営の近代化を図る場合に利用できる長期で低利な資金です。
	借入対象者	・認定農業者 ・認定新規就農者 ・その他一定の要件を満たす農業者
	主な 資金 用途	畜舎、果樹棚、農機具、その他農産物の生産、流通、加工に必要な施設の、造成、復旧、取得 等
	借入限度額	個人:1,800万円 法人:2億円
	借入金利	0.70% (随時改定あり)
	償還期限	資金用途に応じ7~20年以内(うち据置期間2~7年以内)
金利負担 軽減措置	①認定農業者の方は、償還終了時(最長15年間)まで、スーパーL資金の貸付金利と同水準での融資が受けられます。 ②規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組む者であって、目標地図に位置付けられた等の認定農業者には、「貸付当初5年間実質無利子化」の措置があります。 ※①の限度額:個人1,800万円 法人3,600万円 まで ②の限度額:2億円まで	
④ 農 業 改 良 資 金	概要	国または県から各種計画の認定を受けた農業者等に対して、新作物や新技術の導入、農畜産物の加工の開始など、チャレンジ性のある取組を支援する無利子の資金です。
	借入対象者	・農商工等連携促進法の認定を受けた農業者等 ・農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者 等
	主な 資金 用途	・農地等の借入、改良、造成 ・施設、機械等の改良、取得 ・農産物の加工処理施設等の改良、造成、取得 等
	借入限度額	個人:5,000万円 法人:1億5,000万円
	借入金利	無利子
	償還期限	12年以内(うち据置期間3~5年以内)

⑤ 農家経営安定資金	概要		国の制度資金の対象とならない方への融資など、他の制度資金を補完する県単独の資金です。	
	主なメニュー	小災害資金	借入対象者	農業を営む個人・団体
			主な資金使途	天災等により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定を図るために必要な資金
			借入限度額	300万円以内
			借入金利	0.70%以内
			償還期限	5年以内(うち据置期間1年以内)
			備考	「東日本大震災農業経営対策特別資金(平成23年3月に発生した原発事故により農業経営に影響を受けている農業者等に融通する資金)」については、融資限度額・償還期限等が異なります。
	農業経営高度化資金	借入対象者	農業を営む個人・団体	
		主な資金使途	農業経営の規模拡大、資本装備の高度化等農業経営の改善に必要な資金	
		借入限度額	500万円	
借入金利		0.70%(随時改定あり)		
償還期限		7年以内(うち据置期間1年) ※運転資金については3年以内(据置期間なし)		
その他		当該資金には、上記のほか、中山間地域の農業経営の維持・安定に必要な施設・機械資材の購入に必要な資金などを融資するメニューもあります。		
⑥ 農林漁業セーフティネット資金	概要		不慮の災害、経営環境の変化等に対し、農業経営を維持・安定するための長期で低利な資金です。	
	借入対象者		一定の要件を満たす農業者	
	主な資金使途		農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金等	
	借入限度額		600万円 ※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者： 1,200万円	
	借入金利		0.45～0.70% (随時改定あり) ※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者： 実質無利子(融資当初5年間)	
	償還期限		15年以内(うち据置期間3年)	

※詳しくは農協、銀行等の各融資機関にお尋ねください。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720

6次化に関する相談・支援について

対象者

農業者、認定農業者
法人・団体等、一般の方

6次産業化(以下、6次化)とは、「農林水産業(1次産業)が、製造・加工(2次産業)や流通・販売・サービス(3次産業)と連携・融合する取組」で、1次産業×2次産業×3次産業＝「6次産業」で表されます。

6次化に取り組みたいが何から始めればいいのか分からない、資金面が心配、専門家のアドバイスを受けたいなど、6次化に関するお悩みに相談員が対応します。また、「6次化アドバイザー」が、6次化商品の開発・改良をお手伝いします。

1 支援内容

- (1)補助事業の紹介と申請支援
- (2)専門家派遣制度の活用支援
- (3)新商品開発、商品改良の支援
- (4)他の事業者との連携などのマッチング支援

2 料金

無料 ※商品・材料費は自己負担。

☞ 詳しい情報・お申込みはこちらのQRコードからご覧ください



お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 販売促進係
電話 024-529-7663

福島市産くだもの等を使用した6次化商品を紹介します！（わくろく発信プロジェクト）

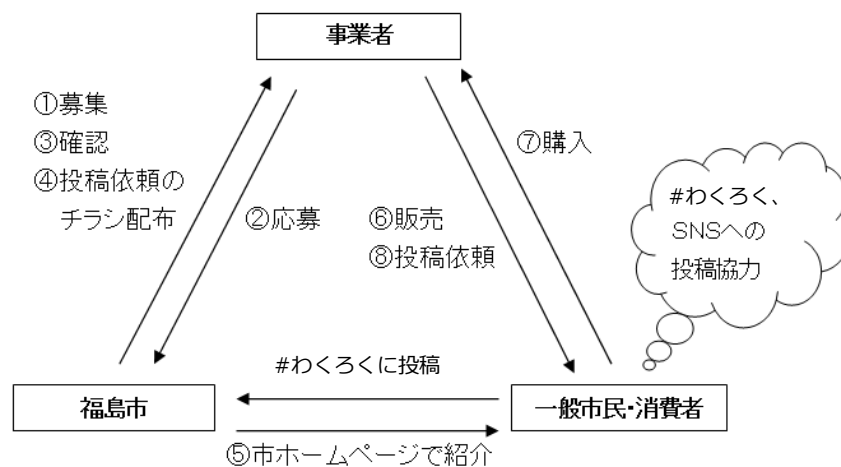
対象者

農業者、認定農業者
法人・団体等、一般の方

「わくろく発信プロジェクト」にお申込みいただいた商品について、市ホームページ及び公式SNSで紹介・PRいたします。

わくろく(わくわくな福島市の6次化)発信プロジェクトとは？

事業者、商品の購入者、福島市が一体となって福島市産のくだもの等を活用した6次化商品、菓子、メニューなどを紹介・PRするプロジェクトです。



1 対象商品

- (1)原材料として、福島市産農産物を使用していること。
- (2)原材料として、「緊急時環境放射線モニタリング」における出荷等制限品目に該当する農産物等を使用していないこと。
- (3)市内で販売していること。
- (4)製造・加工・販売(調理・提供)の関係法令等を遵守していること。
- (5)商品について、放射性物質検査を適宜実施していること。
- (6)継続して通常の需要に応じられる程度の生産をしていること。

2 応募要件

- (1)市内に事業所を置く事業者。
- (2)過去3年に法令違反、または食品安全上の事故がないこと。
- (3)製造物賠償責任保険に加入していること(加工食品・非食品)。

☞ 詳しい情報・お申込みはこちらのQRコードからご覧ください



お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 販売促進係
電話 024-529-7663

農村いちば(自由市)の利用について

対象者

農業者、認定農業者

四季の里の農村いちばでは、採れたてでおいしい地元の農産物や6次化商品などを直売できる自由市を開催しています。

生産者のみなさまの販売の場として、ぜひご利用ください。

1 対象者

福島市内の農業者の方

2 開催時間

午前9時から午後4時まで

3 利用料金

1区画(5m×5m)1日500円

4 利用申し込み等

四季の里まで事前に電話でお申し込みください。



お問い合わせ先

四季の里
電話 024-593-0101
福島市 農政部 農業振興課 販売促進係
電話 024-529-7663

農産加工館の利用について

対象者

農業者、認定農業者

四季の里の農産加工館産品開発室において、市内で作った農産物を持ち込んで、ジャムやジュースなどの加工品をつくることができます。また、6次化商品の開発も行っております。

1 対象者

福島市内の農業者の方とその家族

2 利用時間

午前9時から午後5時まで

3 利用料金

1日 2,000円 半日 1,000円

※その他材料等の料金がかかる場合がございます。

4 利用申し込み等

四季の里農産加工館まで事前に電話でお申し込みください。



☎ 詳しい情報はこちらのQRコードからご覧ください



お問い合わせ先

四季の里 農産加工館
 電話 024-593-0109
 福島市 農政部 農業振興課 販売促進係
 電話 024-529-7663

第 3 章

農 村 振 興

農業生産を営むために必要な基礎的な保全活動を支援します！(多面的機能支払交付金事業)

対象者

農業者、一般の方

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援します。

☞ 詳しい情報・お申込みはこちらの QR コードからご覧ください



1 農地維持支払交付金

農業者などによる組織が取り組む農地・水路・農道等の保全活動を支援します。

(1) 対象組織

農業者のみで構成される組織、または農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成される組織

(農業者+非農業者でも可)

(2) 対象となる農地

農業振興地域内の農用地区域の農地

福島市が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地

(3) 交付単価

地目	単価(10aあたり)
田	3,000円
畑	2,000円
草地	250円

(4) 対象活動

農地を農地として維持するための共同活動

(例)

(ア)農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等地域資源の基礎的保全活動

(イ)農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成等

2 資源向上支払交付金

地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の共同活動を支援します。※農地維持支払と合わせて取り組む必要有

(1) 対象組織

農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成される組織
(農業者+非農業者(必須))

(2) 対象となる農地

農業振興地域内の農用地区域の農地
福島市が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地

(3) 地域資源の質的向上を図る共同活動

① 交付単価

地目	単価(10aあたり)
田	2,400円
畑	1,440円
草地	240円

② 対象活動

地域資源の質的向上を図る共同活動

[例] (ア)水路・道路等の軽微な補修(水路のひび割れ修繕等)
(イ)農村環境保全活動(植栽による景観形成、生き物調査等)
(ウ)多面的機能の増進を図る活動(遊休農地の有効活用等)

(4) 施設の長寿命化のための共同活動

① 交付単価

地目	単価(10aあたり)
田	4,400円
畑	2,000円
草地	400円

※ 農地維持支払交付金と資源向上支払交付金(共同活動)に併せて資源向上支払交付金(長寿命化)も一緒に取り組む場合は、資源向上支払交付金(共同活動)の単価は75%になります。

② 対象活動

農地周りの農業用施設、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等

お問い合わせ先

福島市 農政部 農林整備課 農業施設係
電話 024-525-3728

中山間地域等の農用地を保全する集落を支援します！（中山間地域等直接支払交付金事業）	対象者	農業者、認定農業者、 一般の方
--	-----	--------------------

中山間地域等の農用地は、その多くが傾斜地にあることから、耕作放棄地が増加しています。そこで、中山間地域等において集落等を単位として農業生産活動等を行う農業者の方に対し交付金を支払い、農用地の保全と多目的機能の確保を図るものです。

☞ 詳しい情報・お申込みはこちらのQRコードからご覧ください



1 交付金額

制度の取り組み内容(協定内容)により交付額が異なります。

・基礎単価

地目	区分	交付金額
田	急傾斜	16,800円
	緩傾斜	6,400円
畑	急傾斜	9,200円
	緩傾斜	2,800円

・体制整備単価

地目	区分	交付金額
田	急傾斜	21,000円
	緩傾斜	8,000円
畑	急傾斜	11,500円
	緩傾斜	3,500円

- 10a当たりの単価
- 複数集落が連携した広域の集落協定や、超急傾斜地の農用地保全に対する加算措置もあります。

2 対象要件・対象者

対象地域内の1ha以上のまとまりのある農用地で下記のいずれかに該当し、その農用地を耕作・維持管理する農業者等が2人以上で集落協定を結び、協定内容に従い5年以上継続し農業生産活動等を行う者。

- ① 急傾斜農用地
(田 1/20以上 畑 15度以上)
- ② 緩傾斜農用地
(田 1/100以上1/20未満 畑 8度以上15度未満)
- ③ 平坦でも、高齢化率・耕作放棄率が高い農用地
(高齢化率40%以上 耕作放棄率 田8%、畑15%以上)

※ 認定農業者が、個別で農業生産活動等を行う個別協定もあります。

3 取り組み内容(協定内容)

① 農業生産活動等を継続するための活動:基礎単価
(単価の8割を交付)

- ・ 農業生産活動等
例:耕作放棄地の発生防止活動、水路・農道等の管理活動(泥上げ、草刈り等)
- ・ 多面的機能を増進する活動
例:周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

② 体制整備のための前向きな活動:体制整備単価
(①+②の活動により単価の10割を交付)

- ・ 集落戦略の作成
- 集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成していただく、集落全体の指針です。

4 締切日

当事業への取り組み希望の方は、下記担当課へご連絡ください。

申請等については、6月末までとなりますが、取り組み希望農用地が、該当となるかについては現地確認等が必要となり、申請の書類作成に3ヶ月程度の期間を要しますので、お早めにご相談ください。

5 その他

- ・ 協定取り組み農用地が、取り組み後に耕作放棄地となるなど、協定内容に違反した場合は交付金の返還等があります。
- ・ 当制度については、令和2年度～令和6年度までとなっていますが、協定取り組み期間は5年間となります。(令和3年度から取組を開始した場合は令和7年度まで)

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

遊休農地を再生し、利用促進を図るための取組を支援します！（遊休農地等再生対策支援事業）

対象者

農業者、認定農業者
法人・団体等

遊休農地において、作物生産等を再開するための再生作業及びこれと一体的な条件改善整備等を行う取組主体（農業者、農業者が組織する団体）を支援します。

1 事業内容

(1)再生作業

- ① 草・^{かんぼく}灌木の刈払、樹木の伐採・抜根などの障害物除去（廃棄物の処理を含む）、深耕、整地作業
- ② ①と併せて行う以下の内容※
 - ・ 土壌改良（土壌改良用資材）
 - ・ 種苗（果樹、アスパラガス等の減価償却資産（所得税法施行令第6条）となるものは除く）

※ ②については、①の金額を超えない範囲を支援対象とする。

(2)条件改善整備

農地を再生するため上記に付帯して行う下記の条件改善整備の経費を支援。

種 類	内 容
① 暗きょ排水工	暗きょ排水の設置
② 客土	耕土厚の確保のための客土 ※ 耕土厚は、田15cm、畑20cm以内の確保を限度とする。

(3)補助率

定率1/2以内 事業費200万円未満（補助額上限99万9千円）

2 対象農地

1号遊休農地、2号遊休農地

3 補助要件

- ① 事業費が10a当たり3万円以上かつ200万円未満（1集落地区）であること。
- ② 取組主体は、貸借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託によって遊休農地を引き受けて、再生作業等を行い、再生後、当該農地において5年間以上耕作を継続すること。
- ③ 遊休農地を利活用するため再生作業等を行う取組主体が、当該農地を荒廃させた直接の原因者でないこと。
- ④ 遊休農地等の解消を目的として国、県の補助金等の交付を受けたことのない農地。また、国の補助金等の活用ができない農地であること。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

農業用水路、ため池、農道の整備・修繕について

対象者

農業者、認定農業者、
法人・団体等

■ 農業用の水路、ため池及び農道の整備や修繕を行います。

次のような場合はご連絡ください。

- ① 農道の拡幅や新設をして欲しいとき
- ② 農道や農業用水路の一部が壊れたため修繕して欲しいとき
- ③ 素掘りの農業用水路を改修して欲しいとき
- ④ 老朽化した農業用の堰を改修して欲しいとき
- ⑤ 農業用ため池が漏水しているので改修して欲しいとき
- ⑥ 農道や水路、ため池へ転落する危険があるため、防護柵等を設置して欲しいとき

これらの要望は、毎年春先に自治振興協議会の要望事項として取りまとめていきますので、関係権利者の合意を得たうえで町会長へ提出してください。

緊急な対応が必要な場合には、地元代表者を通して農林整備課や最寄りの支所へ連絡してください。

農林整備課では、これらの要望箇所を現地調査したうえで、緊急性や経済性、地域のバランス等を総合的に考慮し、限られた予算の中で効果的に整備していきます。

一方、これら農道や農業用水路において下記に掲げるような小規模な修繕で済むため、市が整備するのを待つのではなく、地元で直接修繕したいという場合があります。

- (1) 農道にできた凹凸、ぬかるみを解消するため、砂利を敷いて欲しいとき
- (2) 深さ30cm程度の農業用水路において、一部の区間を改良するためにU字溝を支給して欲しいとき

上記のような場合、その施設に公共性があり、農業経営のために効果があると認められれば、砂利やU字溝を無償で支給することができます。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農林整備課 農業施設係
電話 024-525-3728

サル・イノシシ・カラス…
鳥獣による被害で困ったら

対象者

農業者、認定農業者、
法人・団体等

福島市のサル・イノシシ・カラスによる農業被害額は、有害鳥獣による農業被害額全体の約7割を占めています。

まだ被害を受けていない場所でも、これからも安心ということはありません。

えさとなる放任果樹の除去や隠れ場所となる休耕地等の雑草を刈り払う等、普段から野生鳥獣を寄せつけないように心がけましょう。

福島市では、サル・イノシシなどから農作物を守るために有害捕獲を行い、侵入防止柵の設置や補修費用に対する補助などを行っています。

また、人的被害が発生するおそれもありますので、人家近くで目撃した場合には情報をお寄せください。

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業被害対策係
電話 024-525-3727

第 4 章

農産物の安全性確保・品質保持と 消費拡大推進

GAP(農業生産工程管理)の取得を支援します！(第三者認証GAP取得等促進事業)	対象者	農業者、認定農業者、 法人・団体等
---	-----	----------------------

GAP(Good Agricultural Practice:農業生産工程管理)とは、農産物の安全を確保し、より良い農業経営を実現する取組をいいます。

安全性を消費者や流通業者へ客観的に説明できる第三者認証GAP等の取組を推進するため、取得・継続に係る経費について補助金を交付し支援します。

○第三者認証GAP取得等促進事業【県事業】

以下に掲げる事業に要する経費について補助金を交付します。

(1)対象となる事業

事業内容	経費	採択要件
1 第三者認証 GAP 取得・継続支援	第三者認証GAPを取得・継続する取組に要する経費	審査機関による認証GAPの農場審査を受けること(※)。
2 県 GAP 取得・継続支援	第三者認証GAPの取得に向け県が認証するふくしま県 GAP 取得・継続する取組に要する経費	審査機関による県 GAP の農場審査を受けること(※)。
3 団体認証取得産地への支援	団体取得を目指す産地への誘導助言等に要する経費	

- ただし、やむを得ない事情により農場審査を受けることができない場合にあっては、GAPに係る資質向上及び農場でのGAP実践導入の実施をもって当該年度の取組を完了したものとみなすことができます。

(2)補助率

定額 ※ 予算の範囲内において、補助対象となる経費が補助されます。

(3)申請先

県北農林事務所 農業振興普及部 農業振興課

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720

**地域で環境にやさしい農業に取り組む皆様を
支援します！(環境保全型農業直接支払交付金事業)**

対象者

農業者、認定農業者
法人・団体等

化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等へ支援金を交付します。

1 対象者

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

- 「農業者」
- ① 販売を目的に生産を行っていること
 - ② みどりのチェックシートによる持続可能な農業生産の実施
 - ③ 環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解増進に係る活動等)に取り組むこと

2 支援内容

	対象取組	対象作物	10aあたりの支援単価
全国共通取組	カバークロープ	—	6,000円
	有機農業(うちそば等雑穀・飼料作物)	—	12,000円 (3,000円)
	堆肥の施用	—	4,400円
	リビングマルチ(うち小麦・大麦等)	—	5,400円 (3,200円)
	草生栽培	果樹・茶	5,000円
	不耕起播種	麦・大豆	3,000円
	長期中干し	水稻	800円
	秋耕	水稻	800円
福島県特認取組	冬季湛水管理 ①購入した有機質肥料の施用・畦補強等の実施 ②購入した有機質肥料の施用・畦補強等の未実施 ③購入した有機質肥料の未施用・畦補強等の実施 ④購入した有機質肥料の未施用・畦補強等の未実施	水稻	①8,000円 ②7,000円 ③5,000円 ④4,000円
	総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施	水稻	4,000円
	総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除	リンゴ、モモ、ナシ、西洋ナシ	8,000円
	炭の投入	—	5,000円
取組拡大加算(農業団体による、有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動に対し交付金を加算)			新規取組面積あたり 4,000円

- 1つの農地で2つ以上の取組を組み合わせを行った場合であっても、支援の対象は1つの取組分となります。

3 申請手続きに必要な書類

- ① 5年間の事業計画と営農活動計画書(初年度のみ)

※提出期限:令和5年6月末まで

- ② 交付申請書等(毎年度)

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720

<p>あなたの農産物を子どもたちの給食に! (福島市産農畜産物等契約希望者登録制度)</p>	<p>対象者</p>	<p>農業者、認定農業者</p>
---	------------	------------------

子どもたちの笑顔のために、市内の学校等の給食で使用する新鮮な野菜やくだものを販売・納入していただける生産者を募集します!



1 対象者

(1) 野菜・くだもの

福島市内に住所を有し、耕作権をもつ生産者

(2) 農畜産物

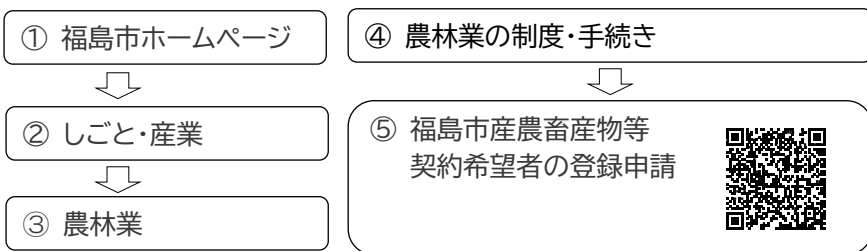
福島市内に住所を有し、家畜の飼養に係る衛生状況の定期報告を行っている生産者

2 登録の手続き

必要書類をご準備のうえ、農業振興課へ提出。

【申請書様式等のダウンロード】

各種申請書様式等は福島市ホームページから下記の順でダウンロードできますので、ご利用ください。



3 登録の期間 令和5年10月2日(月)～令和6年2月16日(金)

4 登録の有効期間 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 販売促進係
電話 024-529-7663

米粉等を活用した商品開発を支援します！
(米粉等利用拡大支援事業)

対象者

食品加工・製造
事業者

福島市産の米粉等を概ね2割以上活用した商品の開発、製造の費用の一部を助成します。

1 支援内容

(1) 米粉等商品開発支援

- ① 助成額: 上限10万円
- ② 助成率: 10/10
- ③ 助成対象: 新商品開発費(試作品の原材料費、調査経費、製粉機購入費等)
包装資材等の作成(デザイン作成費等)
新商品PR費(広告、宣伝費等)

(2) 米粉等商品生産支援

下記の「小麦粉との価格差の2/3相当額」に、商品に使用した原材料の購入量を乗じて得た額を助成。

小麦粉との価格差の3分の2相当額

米 粉:190円/kg	うるち米:110円/kg
玄 米 粉:105円/kg	玄 米: 40円/kg
もち米粉:220円/kg	も ち 米:150円/kg

例)玄米パン 玄米10kgを購入→助成額 400円(40円×10 kg)
 米粉パン 米粉10kgを購入→助成額 1,900円(190円×10 kg)
 米粉パン 玄米10kgを購入→助成額 1,900円(190円×10 kg)

2 申請期間 ※申請期間中の納品、支払いが対象

第1期:令和5年4月1日～8月31日

第2期:令和5年9月1日～令和6年3月10日

3 提出書類

- ・交付申請書兼交付請求書
- ・納品書または請求書(宛名、数量、品目、金額が分かるもの)
- ・領収書(宛名、金額、支払いの事実が分かるもの、通帳コピー可)
- ・その他必要とされる書類(試作品又は商品の写真、開発費内訳等)

☞ 詳しい情報はこちらの QR コードからご覧ください



お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農政企画係
 電話 024-525-3726

第 5 章

手 続 き 等 に つ い て

農地を農地のまま、売買・貸借等したい！	対象者	農業者、法人・団体等
----------------------------	-----	------------

農地を農地のまま、所有権の移転、賃借権や使用貸借権の設定等をする場合、農業委員会に農地法第3条の申請をして許可を受けなければなりません。

渡人(売る人・貸す人)・受人(買う人・借りる人)双方の条件(賃借農地かどうかや渡人の税猶予等、受人の資格要件など)が整っているかを事前に農業委員会事務局に相談しましょう。その際、電話だけの確認はできるだけ避け、来庁して直接ご相談ください。

申請の受付は毎月28日締め切り(12月は25日)です。申請に必要な書類等を整え、農業委員会事務局へ申請しましょう。

また、農業経営基盤強化促進事業による農地の貸し借り・売買については、下記のとおり年3回の申出期限と公告がありますのでご相談ください。

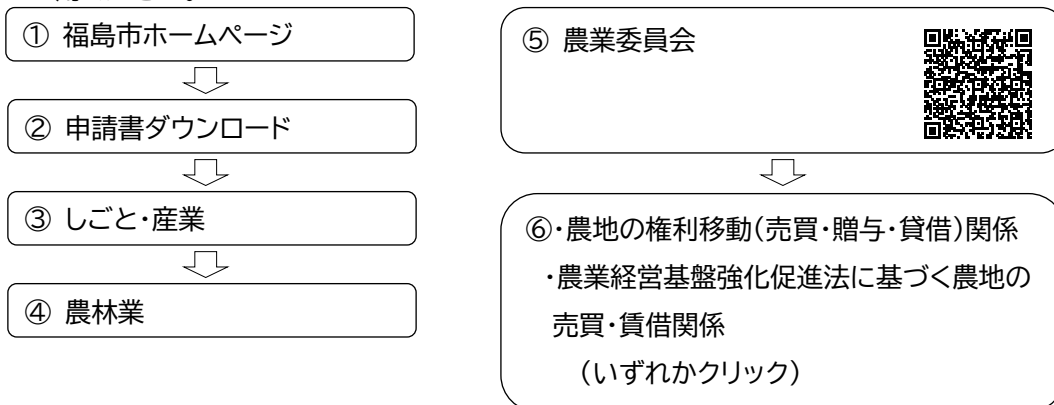
申 出 期 限
令和 5 年5月22日(令和5年 7月31日公告分)
令和 5 年8月 21 日(令和 5 年10月31日公告分)
令和 6 年1月22日(令和 6 年 3月 29 日公告分)

○関連するパンフレット等

- ・「農地法第3条の規定による許可申請の添付書類」
- ・「農地法第3条の規定による許可申請書」
- ・「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定申出書」(借人用)(貸人用)
- ・「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出書」(買人用)(売人用)
- ・「農地流動化支援事業について」

[📄 申請・届出書様式等のダウンロード]

各種申請書等の様式は福島市ホームページから下記の順でダウンロードできますのでご利用ください。



お問い合わせ先

福島市農業委員会事務局 農地係
電話 024-525-3779

「空き家に付随した農地」を売買・貸借
したい！

対象
者

一般の方

農地法第3条第2項第5号の「下限面積要件」は、法改正(令和5年4月1日施行)により廃止されました。

これに伴い、福島市農業委員会が定めていた「下限面積(別段の面積)」及び「福島市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱」は、令和5年3月31日をもって廃止しました。

これにより、空き家と一体的に売却しないと処分が難しいといった「空き家に付随した農地」として指定するための「適用条件」が必要なくなるため、例えば、空き家に近接しておらず空き家から離れた場所にある農地でも取得は可能となります。

手続きについては、「農地を農地のまま、売買・貸借等したい！」をご覧ください。

- 「下限面積要件」以外の農地法第3条第2項各号の要件は維持されるため、農地の取得予定の方は、それらの許可基準を全て満たす必要があります。

📄 詳しい情報はこちらのQRコードからご覧ください



お問い合わせ先

福島市農業委員会事務局 農地係
電話 024-525-3779

農地の貸借をやめる手続きをするには？	対象者	農業者、法人・団体等
---------------------------	-----	------------

■賃借権の設定を解約する場合は・・・

農地を借りて耕作する者の権利を保護するため賃貸借の当事者が農地の賃貸借契約の解約等をする場合には、農業委員会の許可を得なければなりません。


ただし、合意による解約の場合、農業委員会事務局へ「通知書」を提出することによって、その許可が不要となります。

なお、この手続きは、その合意解約によって農地を引き渡すこととなる期限前6ヵ月以内に成立したものでなければなりません。

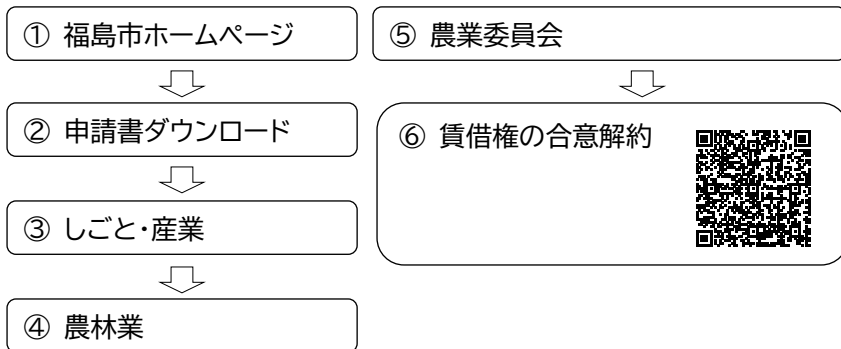
詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。

○関連するパンフレット等

- ・「農地法第18条第6項の規定による通知書」
- ・「農地の賃貸借の合意解約書」

[ 申請・届出書様式等のダウンロード]

各種申請書等の様式は福島市ホームページから下記の順でダウンロードできますのでご利用ください。



お問い合わせ先

福島市農業委員会事務局 農地係
電話 024-525-3779

農地を農地以外の目的に使用したい！

対象者

農業者、法人・団体等

農地を農地以外の目的に使用する場合は、農地の転用手続きが必要となります。

転用する土地が市街化区域にある場合は届出、市街化調整区域と都市計画区域外にある場合は申請が必要です。自分の土地の転用であれば農地法の第4条、それ以外は農地法の第5条の手続きとなります。

また転用をしたいと思っても、諸条件等により転用できない場合もありますので、転用計画を円滑に進めるには、遅くとも申請締め切り日の2週間前までには農業委員会事務局や農業企画課等関係する各課へ事前に相談することが必要です。

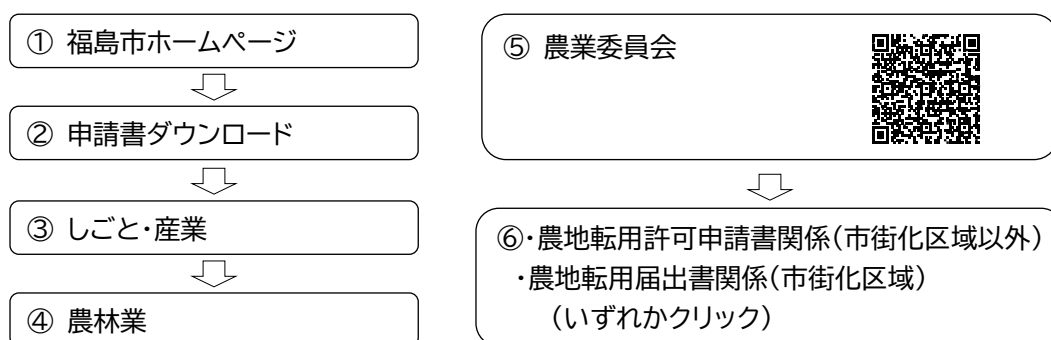
農業委員会事務局への届出の受付は、毎月10日、20日、月末(仕事納め)の締め切り、申請の受付は毎月28日の締め切り(12月は25日)となっています。申請前に農業委員会事務局まで来庁いただき相談のうえ、申請に必要な書類等の確認をお願いいたします。

○関連するパンフレット等

- ・「農地転用届出書の添付書類」(市街化区域内)
- ・「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書」
- ・「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書」
- ・「農地転用許可申請書の添付書類」(市街化調整区域等)
- ・「農地法第4条第1項の規定による許可申請書」
- ・「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」

[申請・届出書様式等のダウンロード]

各種申請書等の様式は福島市ホームページから下記の順でダウンロードできますのでご利用ください。



○関連する事業

- ・農業振興地域内の農用地区域からの除外申請 (P58 参照)

お問い合わせ先

福島市農業委員会事務局 農地係
電話 024-525-3779

農用地区域からの除外(農振除外)について

対象者

農業者、認定農業者、
法人・団体等、一般の方

『農用地区域』は、原則、農地以外の目的で利用することはできませんが、やむを得ず他の目的(住宅・駐車場など)で利用する場合は、「農用地区域からの除外」の手続きが必要となります。

1 農振除外をするには

開発予定の農地を農用地区域から除外するには、「除外要件」を全て満たし、かつ、農地法・都市計画法・建築基準法など、他法令による許認可等の見通しがあり、具体的な事業計画があることが必要です。

○ 除外要件

- ① 農用地以外の用途にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替できる土地がないこと。
- ② 農用地の集団化や、農作業の効率化、土地の農業上の利用に支障がないこと。
- ③ 周辺で営農する担い手の農用地の利用集積に支障がないこと。
- ④ 土地改良施設(農道や水路等)の機能に支障を及ぼさないこと。
- ⑤ 土地改良事業を実施済みの場合、事業が完了してから8年が経過していること。

○ 主な他法令に関する市の相談窓口

- ① 農地転用に関する事……… 農業委員会事務局
- ② 開発許可等に関する事……… 開発建築指導課

2 農用地区域に関する事は、下記担当係までお尋ねください。

【問い合わせの例】

- ・農地が農用地区域に設定されているか確認したい
- ・農用地区域からの除外や編入の相談をしたい
- ・農振除外の手続き方法について知りたい

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農政企画係
電話 024-525-3726

耕作証明書が必要な場合

対象者

農業者、法人・団体等

農家住宅、農作業小屋の建築、軽油引取税の免税申請、他市町村の農地を取得する場合などに、耕作証明書の提出が必要となる場合があります。

農業委員会事務局では農地台帳に基づき、その世帯で耕作している農地面積の証明書を発行しています。

○交付要件(次の2つの要件のいずれも満たす方に交付します。)

- ① 10アール以上の農地について所有権・賃借権などの耕作する権利を持っている。
- ② 年間60日以上農業に従事している。

○申請できる方

- 農地台帳に登録されている農業経営者及び農地所有者並びにそれらの同一世帯の方
- 代理人(本人からの委任状が必要になります。)

○申請に必要なもの

申請書(農業委員会事務局備え付け)、本人確認書類(運転免許証等)、手数料1通300円、委任状(代理人が申請する場合)

○オンライン申請


窓口にお越しになった際に申請書を記入する必要がなくなり、受付から交付までスムーズに手続きができます。

詳しくは下記の福島市ホームページをご覧ください。

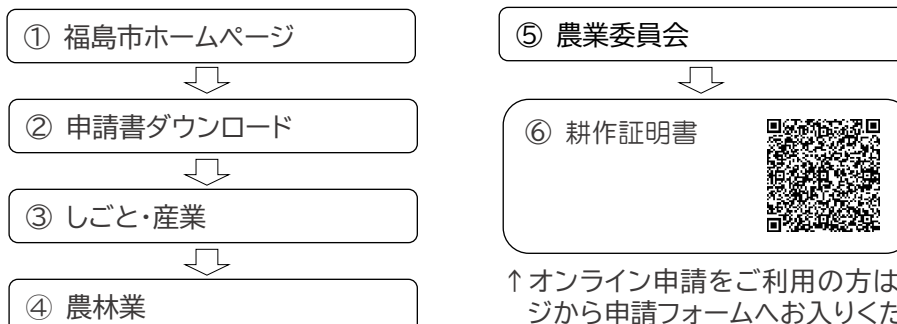
○郵便請求

遠方にお住まいなど窓口で申請ができない場合に、郵便による受付・交付を行います。申請から1週間程度で耕作証明書を発送いたします。

必要書類については、下記の福島市ホームページをご覧ください。

[ 申請・届出書様式等のダウンロード]

各種申請書等の様式は福島市ホームページから下記の順でダウンロードできますのでご利用ください。



↑ オンライン申請をご利用の方はこちらのページから申請フォームへお入りください。

お問い合わせ先

福島市農業委員会事務局 庶務係
電話 024-525-3779

相続税の納税猶予制度とは？

対象者

農業者

相続人(農業後継者)が、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、農業を継続する場合に限り農地価格のうち農業投資価格※を超える部分に対応する相続税の納税を猶予する制度です。

農業委員会事務局からの証明として、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」がありますが、制度に関するお問い合わせ先は福島税務署となります。

※農業投資価格

農地等が恒久的に農業の用に供されるとした場合に通常成立すると認められる取引価格のことで、各国税局が定めている価格。

《農業委員会事務局》

第 6 章

農業に関する Q&A

野生鳥獣に関するQ&A

	Q	A
Q1	<p>野生鳥獣とは？</p>	<p>野生とは「飼主の管理を離れ、常時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息している常態」を指し、また、鳥獣とは「鳥類または哺乳類に属する野生動物」を指します。野生鳥獣は法律(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)により乱獲などがされないよう保護されています。ただし、次のような種についてはこの法律の対象にはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 飼主の元を離れ市街地や集落などを徘徊している「ノラ犬」や「ノラ猫」 ② 環境衛生面で問題のある「ドブネズミ」 ③ 農林業活動において支障がある場合の「モグラ類」と「ノネズミ」
Q2	<p>野生鳥獣を捕まえることは可能ですか？</p>	<p>先に述べたように、野生鳥獣は法律により守られた存在ですが、限定的に捕獲等が認められる場合もあります。代表的なものは次のとおりです。</p> <p>【狩 猟】 猟期内(福島県は11月15日～2月15日、ただしイノシシ及びニホンジカは3月15日)に狩猟する場合。対象は法令で定められた狩猟鳥獣(鳥類26種・獣類20種)に限られます。猟をする場合は、狩猟免許の所持と狩猟者登録※が必要となります。</p> <p>※狩猟免許・狩猟者登録について 福島県県北地方振興局・県民生活課 (電話 521-2709)へ直接お問い合わせください。</p> <p>【有害捕獲】 農作物等に現に被害をおよぼしている場合に限り、該当する鳥獣を県知事または市長の許可(種により異なります)を得て捕獲することが可能です。実施にあたっては、例外※を除き、狩猟免許等の所持が必要となります。</p> <p>※塀等の囲いのある住宅等敷地内で銃器を使用しない方法で捕獲する場合に限り、狩猟免許を所持していなくても捕獲等の実施が可能です。</p>

<p>Q3</p>	<p>農作物をサル、クマ、イノシシ等に荒らされ困っています。</p>	<p>まず、追い払いや電気柵設置などの防除対策を検討・実施してください。それでも被害が軽減できない場合は、先に触れた「有害捕獲」を行うことができます。要件を満たしていればご自身で行うことも可能ですが、組合員の方は最寄りのJAで相談されることをお勧めします。必要性が認められればJAが申請者となり、有害捕獲を実施※します。</p> <p>※被害の様相・地域実情等を加味した総合的な判断に基づくため、実施を見送る場合もありますのでご注意願います。</p>
<p>Q4</p>	<p>クマを目撃した！</p>	<p>クマは臆病な動物なので自ら近づき襲い掛かることは稀なのですが、「突然の出会い」では防衛本能から攻撃することもあります。次のことに注意し冷静に対処してください。</p> <p>①遠くにいることに気付いたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走ったり大声を出したりせず、落ち着いてその場を離れましょう。威嚇して追い払おうなどと考えるはいけません。 <p>②近くにいることに気付いたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急な動作をせず、後ずさりしながらゆっくりその場を離れましょう。 <p>③子グマがいたら</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くに親グマがいる可能性が高く、不用意に近づくと親グマからの攻撃を受ける危険が生じます。近づく他にも、位置的に親と子の間に入ってしまうと同様に危険が増すので、周囲に気を配りながら速やかにその場を離れましょう。(この場合も急な動作は厳禁です。)

(次ページへ続く)

Q5	クマに出会わないためには？	<p>クマの生態を良く知り、不用意な遭遇を避けることが重要です。特に、近隣でクマの生息が確認されている地域では、常に遭遇の可能性があるものとして警戒すべきです。</p> <p>①早朝、夕方、霧の出ている時は要注意！危なそうな場所へは近づかない、単独行動は避けるなどの注意が必要です。</p> <p>②クマ鈴などを身に付け、積極的に人の存在を知らせる。地面にラジオを置き鳴らすなどは、クマにも慣れが生じ、長期的には効果がありません。</p> <p>③クマのエサとなる庭先の柿・栗などは、誘引源となるのでなるべく早く収穫しましょう。また、耕作地とその周辺においては、廃果の投棄や放置、堆肥としての利用は誘引源となり得るので、適切な処理方法の検討が必要です。</p> <p>④クマの隠れ場所になる可能性がある家屋や耕作地周辺、また休耕地の草藪の刈払い、竹林の手入れなどを行い、日頃から見通しを良くしておきましょう。</p> <p>⑤耕作地においては、電気柵などの防除対策を検討してください。</p>
----	---------------	--

お問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業被害対策係
電話 024-525-3727

水路に蓋を掛けて通路として使用する際のQ&A

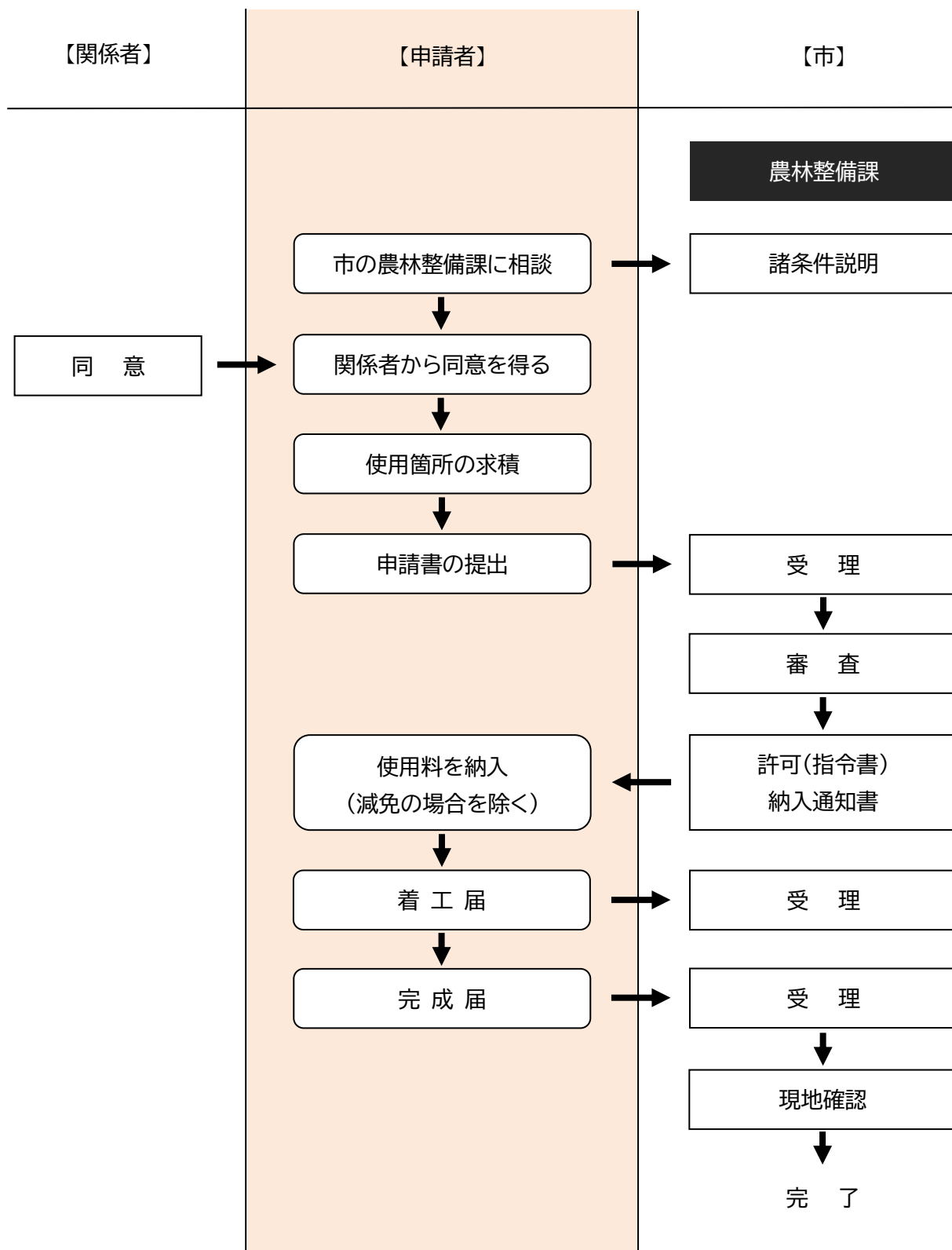
	Q	A
Q1	水路に蓋を掛けて通路として使用できますか？	○必要最小限の間口で許可できます。 ※諸条件があります。
Q2	諸条件とはどんなことですか？	○水利関係者と町会長等への同意が必要です。 ○使用箇所は、自動車が安全に通行できる構造としてください。 ○土砂上げ等を定期的に行い、責任を持って維持管理をしてください。 ○通路の安全管理は申請者が責任を持って行ってください。
Q3	使用許可を得るにはどうしたらいいですか？	○市の農林整備課にお問合せください。
Q4	使用料はかかりますか？	○間口が5m以下であれば、減免申請することで使用料は減免(無料)されます。 ○5mを越える場合は、1㎡につき年間160円の使用料となります。
Q5	使用許可期間はどのくらいですか？	○期間は5年間以内となります。 ※継続する場合は更新の手続きが必要です。
Q6	申請書はどのように提出すればいいですか？	○市の農林整備課へ申請書等を提出してください。 ・申請に必要な書類 ①法定外公共物使用許可申請書 ②位置図 ③公図写し ④求積図 ⑤構造図 ⑥同意書 ○許可になれば、市の農林整備課から許可書と納入通知書をお送りいたしますので、期日までに納めてください。 ※減免申請しているものは、許可書のみ送付されます。
Q7	許可を受けたあと、工事をするにはどうしたらいいですか？	○工事着手前に「着工届」、工事完了後に「完成届」を市の農林整備課に提出してください。

(次ページ:手続きの流れ参照)

お問い合わせ先

福島市 農政部 農林整備課 管理係
電話 024-525-3728

< 手続きの流れ >



※ 5年ごとに更新の手続きが必要です。

水路の払い下げ(用途廃止)を受ける際のQ&A

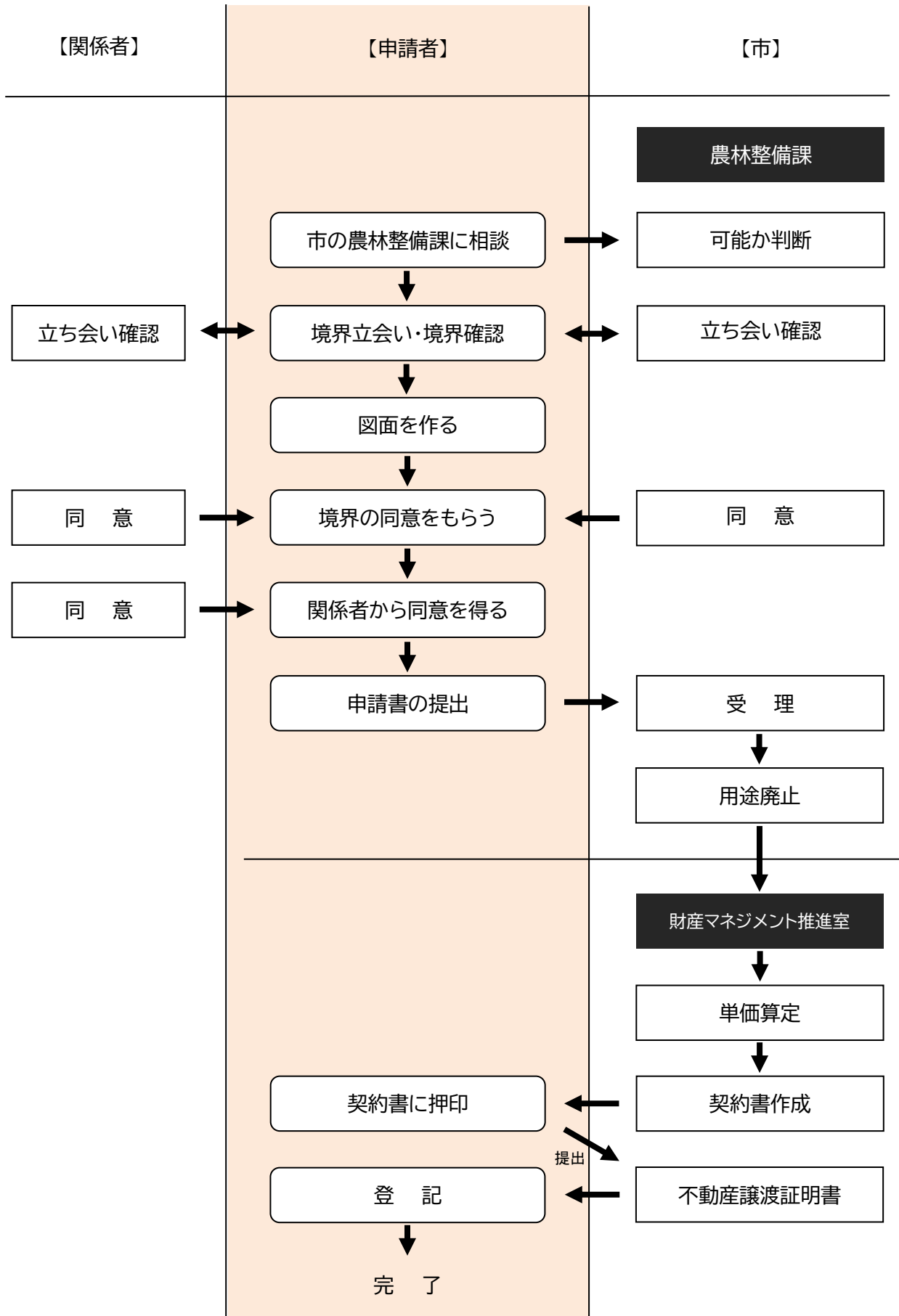
	Q	A
Q1	水路の払い下げはできますか？	○利用されていない水路の場合、水路としての用途を廃止したうえで、払い下げができます。 ○地主、水利関係者、町会長等の同意が必要です。 ○払い下げの申請は、市の財産マネジメント推進室が窓口となります。
Q2	用途を廃止するにはどうしたらいいですか？	○市の農林整備課にお問合せください。
Q3	申請書はどのように提出すればいいですか？	○市の農林整備課へ申請書等を提出してください。 ・用途廃止の申請に必要な書類 ①用途廃止申請書 ②位置図 ③公図写し ④実測平面図 ⑤地積測量図 ⑥同意書

(次ページ:手続きの流れ参照)

お問い合わせ先

福島市 農政部 農林整備課 管理係
電話 024-525-3728

<手続きの流れ>



ナラ枯れ被害に関するQ&A

平成21年9月に福島市北部に初めてナラ枯れの被害が確認され、以降市内各所で被害が確認されております。

健全な森林の保全を目的に森林病虫害等防除法に基づき、松くい虫による松枯れ被害及び、ナラ枯れ被害の拡大防止に努めております。

	Q	A
Q1	ナラ枯れとは何？	ナラ、シイ、カシなどのブナ科樹木が、ナラ菌を運ぶ「昆虫」によって枯れる森林被害です。
Q2	ナラ枯れ被害はなぜ広がるの？	ナラ菌を食するカシノナガキクイムシが、体内にナラ菌を入れ健全な木へ飛び移り、次々と伝染していきます。
Q3	ナラ枯れの特徴は？	① 8月頃、葉が紅葉しているように変色する。 ② 木の根元や幹に直径2mmほどの小さな穴があり、細かな木くずが根本に蓄積している。 ③ 冬になっても落葉しない。
Q4	カシノナガキクイムシにより枯れてしまった木はどう処理するの？	伐採し、薬剤処理をします。切り倒した木を1m程度に切り分け、1箇所を集めます。そこへ薬剤をかけ、ビニールシート(成分分解)で包み込む方法で処理します。
Q5	被害木を見つけた場合どうすればいいの？	Q3の答えの特徴が見られる森林を発見した場合は、農林整備課までご連絡をお願いします。
Q6	市役所に連絡すれば被害木を駆除してもらえるの？	森林法で定める森林内が駆除範囲となるため、それ以外の区域の被害木は、市では駆除できません。(森林法では、人家がある敷地や法人の管理地等は、森林外の地区となるため、駆除対象地区ではありません。)

お問い合わせ先

福島市 農政部 農林整備課 林務係
電話 024-525-3729

松くい虫被害に関するQ&A

福島市は盆地であり、山々を見回すと松林がいたる所に植生しており、その松林の松が茶色に変色した場合には松くい虫による松枯れ被害である可能性があります。

健全な松林の保全を目的に森林病虫害等防除法に基づき、松くい虫防除事業を実施し、松くい虫による松枯れ被害の拡大防止に努めております。

	Q	A
Q1	松くい虫とは何？	初夏、マツノマダラカミキリの成虫が体長1mmにも満たないマツノザイセンチュウを体内にかかえたまま元気な松へと飛びまわり樹皮を食べます。そのときにお尻の先から出てきたマツノザイセンチュウの食害により松葉は赤く枯れ、その枯れた松にマツノマダラカミキリが卵を産みつけます。カミキリの幼虫は柔らかい内樹皮を食べて育ち、越冬するため蛹室(ようしつ)をつくります。春、カミキリの幼虫が吐き出す二酸化炭素に樹内に分散していたマツノザイセンチュウが集まり、カミキリが蛹(さなぎ)になると腹部の気門内に潜り込みます。初夏、成虫となったマツノマダラカミキリが新たな松へ飛びまわることで被害が拡大していきます。
Q2	松が茶色になり、松枯れしてしまった時はどうすればよいのですか？	松くい虫が原因で松枯れになっている可能性がありますので、農林整備課まで連絡してください。
Q3	松くい虫により枯れてしまった松はどう処理するの？	市で処理する場合は枯れてしまった松を切り倒し、1m程度に玉切りしてから、それらをまとめ、マツノマダラカミキリの幼虫を駆除する薬品をかけて特殊なビニールシートで包み込む方法で処理します。
Q4	市役所に連絡すれば松を処理してもらえるの？	<u>森林病虫害等防除法に基づき守るべき松林として指定された区域以外は市では処理できません。</u> 処理できない場所は以下のとおりです。 【市で処理できない区域】 ●森林病虫害等防除法により指定されていない区域 ●森林法第5条により森林として指定されていない区域 ●個人の庭、民間企業や公益法人等が管理している敷地等に植生している松及び松林

お問い合わせ先

福島市 農政部 農林整備課 林務係
電話 024-525-3729

山林の伐採や開発に関するQ&A

福島市の森林面積は、市総面積の約66%を占めており、林業経営による山林の伐採や民間企業の宅地造成等に伴う山林開発が行われています。

無秩序な山林伐採や開発行為による山地災害の防止や良好な森林の保全を目的とし、森林法に基づき「伐採及び伐採後の造林届出書」や「小規模林地開発計画」の届出について林業業者や民間開発企業等に指導を行っております。

	Q	A
Q1	山林を伐採するには手続きはいるの？	森林法第5条により指定されている森林であれば、その森林を伐採するときは、森林法第10条の規定により「伐採及び伐採後の造林届出書」を提出することが義務付けされています。 <u>未提出による伐採が悪質な場合と判断されれば、罰金や原形復旧などの罰則が付されることとなります</u> のでご注意ください。なお、届出書は伐採する30日前までに提出してください。
Q2	山林を開発するには手続きはいるの？	森林法第5条により指定されている森林であれば、1haを超える開発または、太陽光発電設備の設置のための開発行為で0.5haを超えるものについては、福島県農林事務所へ「林地開発計画」を提出し県知事の許可を受ける必要があります。また、1ha以下の開発については福島市農林整備課に「小規模林地開発計画」を提出し行政指導を受ける必要があります。福島県農林事務所へ「林地開発計画」を <u>未提出のまま開発行為を行った場合は、罰金や原形復旧などの罰則が付されることとなります</u> のでご注意ください。
Q3	「林地開発計画」や「小規模林地開発計画」を提出する時にも「伐採及び伐採後の造林届出書」の提出は必要なの？	「小規模林地開発計画」を提出する時には、「伐採及び伐採後の造林届出書」を福島市農林整備課に必ず提出してください。 「林地開発計画」がある場合は、福島県農林事務所へ伐採の計画について協議を行ってください。 様式のダウンロードは、左記 QR コードからどうぞ




お問い合わせ先

福島市 農政部 農林整備課 林務係
電話 024-525-3729

森林所有者届出制度に関するQ&A

	Q	A
Q1	なぜ届出が必要なのですか？	<p>森林の所有者が分からないと、</p> <p>①行政が森林所有者に対して助言等ができない。</p> <p>②事業者が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられないことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、森林法改正により設けられました。なお、この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。</p>
Q2	どのような場合に届出が必要なのですか？	<p>個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林^{※1}の土地を新たに取得した場合に事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出^{※2}を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。</p> <p>※1 都道府県が作成する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。</p> <p>※2 国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買契約をしたときは2週間以内に事後届出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域: 2, 000㎡ ・その他の都市計画区域: 5, 000㎡ ・都市計画区域外: 10, 000㎡

<p>Q3</p>	<p>どのように届出を行うのですか？</p>	<p>所有者となった日から90日以内に取得した土地がある市町村の長に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に法定相続人の共有物として届出をする必要があります。</p>
<p>Q4</p>	<p>どのような届出書を提出するのですか？</p>	<p>届出書の様式に記入のうえ、次の書類を添付して提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入) ②その森林の土地の登記事項証明書(写しでもよい)、または、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことが分かる書類 <p>様式のダウンロードは、左記 QR コードからどうぞ</p> 

お問い合わせ先

福島市 農政部 農林整備課 林務係
電話 024-525-3729

国土調査(地籍調査)に関するQ&A

	Q	A
Q1	国土調査の図面を見たいのですが、どうすればよいですか？ また、費用はどのくらいですか？	農林整備課地籍森林係の窓口へお越しいただき、窓口に備え付けの申請書にお名前とご住所、お電話番号等をご記入になり、申請してください。地籍調査(国土調査)の地籍図や調査図を見たり(閲覧)、トレース(自分で写す)の場合は、1字 ^{あざ} 300円となります。また、地籍図のコピー(A2版)と調査図のコピー(A3版)をそれぞれ1枚300円で交付しています。
Q2	国土調査の境界杭が無くなってしまいました。境界杭を復元したいのですが、どうすればよいですか？	まず、無くなってしまった境界に接する土地の所有者と十分にお話し合いをしたうえで境界杭の復元測量が必要となりますので、 ○福島県土地家屋調査士会 福島支部 (528-8522) または ○一般社団法人福島県測量設計業協会 (523-1728) へご連絡のうえ、ご相談ください。 また、農林整備課地籍森林係では実施した地籍調査(国土調査)の資料を保管しておりますので、有料(300円/件)で資料を交付しています。
Q3	国土調査を実施していない地区でお隣との土地境界で揉めているのですが、どうすればよいですか？	お隣の土地所有者と十分にお話し合いをしたうえで解決することが理想的ですが、それでも解決しない場合は、 <u>福島地方法務局で筆界特定制度の申請と相談等を受け付けています。</u> 筆界特定制度 [*] とは、筆界特定登記官が土地の所有権の登記名義人などの申請により、申請人の意見や資料提供を受けながら、外部の専門家である筆界調査委員からの実地調査や測量などの調査を行ったうえでの意見書により、筆界を特定する制度です。 <u>・この制度は、お隣同士での裁判をできるだけ避けるための制度です。</u>

※ 筆界特定制度の問い合わせ先:福島地方法務局不動産登記部門筆界特定室 電話534-2048

■地籍調査について詳しくお知りになりたい方は、左記 QR コードからご確認ください。



お問い合わせ先

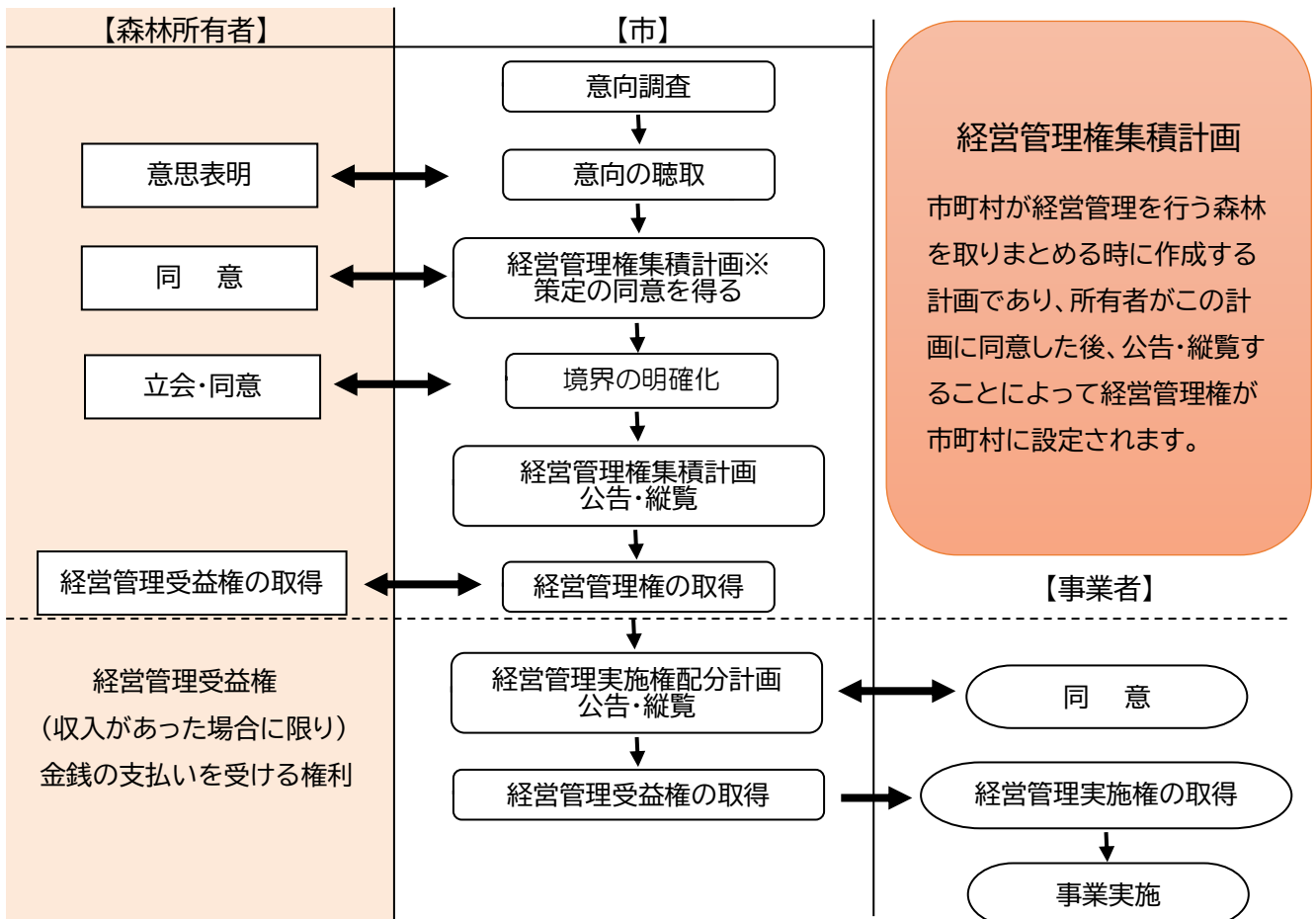
福島市 農政部 農林整備課 地籍森林係
電話 024-525-3729

森林経営管理制度に関するQ&A

福島市では、市内の山林を適切に管理していくため、平成31年4月に施行された「森林経営管理法」に基づいて、森林所有者の皆様にも所有山林の経営や管理の意向をお伺いし、所有者の方が市に経営や管理を委託できる「経営管理権」の設定を検討しています。

	Q	A
Q1	経営管理権を設定し行う経営管理の内容はどのようなものですか？	山林の主伐・造林・保育までを一括して行う場合や間伐や植林により健全な森林整備をするなど、森林所有者と市の話し合いにより定められます。
Q2	経営管理権は登記を要する権利ですか？	山林の造林・保育等を実施するためだけの権利であり、土地の所有権を変えるものではない為、所有者変更等の登記はありません。
Q3	所有者の費用負担はありますか？	市側ですべて手続するため、所有者負担はありません。

<手続きの流れ>



詳しい情報はこちらのQRコードからご覧ください



お問い合わせ先

福島市 農政部 農林整備課 地籍森林係
電話 024-525-3729

第 7 章

參 考 資 料

(参考資料1)

福島大学 食農学類との連携協力について

平成31年4月、福島大学に農学部に相当する学部設置としては福島県内の大学で初めてとなる「食農学類」が開設しました。

福島市では、福島大学と締結した食農学類との連携協力に関する基本協定に基づき、基幹産業である農林業の振興や修学者の地元定着、農商工連携による地域産業の振興など、食農学類と連携した活力ある地域づくりのための取り組みを進めていきます。

1 令和5年度における主な連携の取組み

「実践教育プログラム」

食農学類の教育カリキュラムの柱の1つであり、県内をフィールドとして地域ごとの課題解決を目指す実践型の農学教育です。

県内では本市を含む7つ地域が選ばれ、本市における取組みでは、モモを中心とした果物の付加価値の付け方や他産品との差別化、効果的な販売戦略や加工品としての商品開発などの課題解決に取り組めます。

本市内をフィールドとする実習の中で、学生は農家や企業と関わりを持つことになり、卒業後の進路においても、自身のキャリアを活かせる場として、地元定着への効果が期待されます。

令和4年度においては、福島市産の摘果モモの加工方法に関する試作と利用実態の把握、成分の解析を実施しました。今後、モモの成分分析結果をまとめ、農家・流通業のみならず幅広い方々に向けた、勉強会等を開催していくとともに、さらにブラッシュアップした内容で取り組んで参ります。

2 基本協定における「連携協力」の内容

- (1) 農林業及び農学の振興に関すること。
- (2) 食農学類の人材育成並びに修学者の地元定着に関すること。
- (3) 農商工連携による地域産業の振興に関すること。
- (4) 地域教育並びに生涯学習に関すること。
- (5) 農村まちづくりに関すること。
- (6) その他、本市及び福島大学が必要と認める事項。

(参考資料 2)

福島市 農政部及び農業委員会事務局の業務内容

●福島市農政部

〔農業企画課〕

係名(連絡先)	主 な 業 務 内 容
農政企画係 (024-525-3726)	<ul style="list-style-type: none">・農業振興地域内の農用地区域における土地利用に関する事・福島大学食農学類との連携協力に関する事・農業統計に関する事・多目的集会所に関する事
農業担い手係 (024-525-3740)	<ul style="list-style-type: none">・新規就農に関する事・認定農業者に関する事・農用地の集約や集積に関する事・遊休農地に関する事・地域計画の策定(人・農地プラン)に関する事・市民農園に関する事
農業被害対策係 (024-525-3727)	<ul style="list-style-type: none">・有害鳥獣被害対策に関する事・農業災害や被害に関する事

〔農業振興課〕

係名(連絡先)	主 な 業 務 内 容
生産振興係 (024-525-7720)	<ul style="list-style-type: none">・経営所得安定対策等に関する事・農畜産業施設や設備に関する事・農産物のモニタリングに関する事・各種作物の生産推進に関する事・GAP取得に関する事
販売促進係 (024-529-7663)	<ul style="list-style-type: none">・農産物の PR に関する事・6次化の推進に関する事・四季の里に関する事・食育、地産地消に関する事

〔農林整備課〕

係名(連絡先)	主 な 業 務 内 容
管 理 係 (024-525-3728)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の管理保全に関する事 ・農業水利施設の占用許可、承認等に関する事 ・大笹生ダムの管理に関する事 ・福島市農村広場・公園に関する事 ・ため池ハザードマップに関する事 ・土地改良団体に関する事
林 務 係 (024-525-3729)	<ul style="list-style-type: none"> ・林業施設の管理保全に関する事 ・市有山林の取得、管理及び処分に関する事 ・保安林及び林野の保護に関する事 ・林業経営の指導に関する事 ・財産区 of 山林事業に関する事 ・緑化推進に関する事 ・福島市水林自然林、福島市小鳥の森に関する事
農業施設係 (024-525-3728)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業施設の新設、改良工事等の計画、設計及び施工に関する事 ・多面的機能支払交付金事業に関する事 ・土地改良事業等の計画、設計及び施工に関する事 ・農業施設等の災害復旧に関する事 ・田んぼダムに関する事
地籍森林係 (024-525-3729)	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査事業に関する事 ・公共基準点精度の保全に関する事 ・森林経営管理制度に関する事

〔市場管理課〕

係名(連絡先)	主 な 業 務 内 容
市場管理課 (024-553-1213)	<ul style="list-style-type: none"> ・市場取引業務の指導・監視に関する事 ・市場関係者の指導・監督に関する事

●福島市農業委員会事務局

係名(連絡先)	主 な 業 務 内 容
庶 務 係 (024-525-3779)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金に関する事 ・各種証明書の発行に関する事 ・農地所有適格法人に関する事 ・相続税納税猶予に関する事 ・農地相続の届出に関する事
農 地 係 (024-525-3779)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の売買、貸借に関する事 ・農地の転用に関する事 ・農地のあっせんに関する事 ・贈与税納税猶予に関する事

令和5年度版
農業者のための
支援事業のあらまし

令和5年12月

編集・発行

福島市農政部農業企画課農政企画係
福島市五老内町3番1号
電話(024)525-3726